

第 4 期

蓬田村地域福祉計画

第 2 期

蓬田村成年後見制度利用促進計画

令和 7 年 3 月

青森県蓬田村

目次

I	地域福祉計画	1
1	計画策定の趣旨	2
2	地域福祉計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
II	蓬田村の現状	4
1	蓬田村の概要	5
(1)	位置・地勢と自然条件	5
(2)	沿革	6
(3)	自然的条件及び社会的・経済的条件	6
2	人口と世帯	7
(1)	人口	7
(2)	世帯	8
3	蓬田村の福祉施策の現状	8
(1)	児童福祉施策	8
(2)	高齢者福祉施策	9
(3)	障がい者福祉施策	10
(4)	生活困窮者の状況	10
(5)	地域福祉活動	12
4	住民意識調査結果（抜粋）	13
III	地域福祉の展開	18
1	基本理念	19
2	基本目標	20
3	施策の展開	20
	基本目標1	20
	基本目標2	21
	基本目標3	22
	各目標の達成に向けて	23
IV	福祉サービス・社会資源のみちしるべ	24
1	健やかで長生きするために	26
1-1	保健事業の取組	26
1-2	保健事業と介護予防事業の一体的実施	28
1-3	介護予防・重度化防止の推進	28
1-4	地域包括ケアシステムの深化・推進	29

2	安心して子育てをするために・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
2-1	各種相談・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
2-2	地域における子育て支援・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
2-3	母性と乳幼児の健康増進・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
2-4	子どもの成長支援・教育環境・・・・・・・・・・・・・・・・	3 6
2-5	子育てを応援するいろいろな手当・・・・・・・・・・・・・・・・	3 8
3	障がいのある人が地域で安心して暮らすために・・・・・・・・	3 9
3-1	各種相談・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
3-2	障害者総合支援法によるサービス・・・・・・・・	4 0
3-3	障がい者向けサービス・・・・・・・・	4 5
4	地域活動への参加、地域の社会資源を活用するために・・・・・・・・	5 4
4-1	蓬田村社会福祉協議会・・・・・・・・	5 4
4-2	地域における支え合い活動・・・・・・・・	5 6
4-3	その他の福祉制度・社会資源・・・・・・・・	5 6
5	災害時に要支援者を支えるための仕組みづくり・・・・・・・・	6 0
6	包括化相談支援センターの設置・・・・・・・・	6 1
V	成年後見制度利用促進計画・・・・・・・・	6 2
1	地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進・・・・・・・・	6 3
2	成年後見促進利用促進基本計画・・・・・・・・	6 4
3	本計画の期間について・・・・・・・・	6 5
4	推進施策・・・・・・・・	6 5
5	東津軽圏域権利擁護支援事業・・・・・・・・	6 6
VI	計画の推進・・・・・・・・	6 7
1	住民参加による計画の推進・・・・・・・・	6 8
2	庁内計画推進体制の整備・・・・・・・・	6 8

別紙 地域福祉に関する住民意識調査結果

I 地域福祉計画

1 計画策定の趣旨

全国的な人口減少や少子高齢化に伴い、核家族化や単身世帯の増加、個々の価値観やライフスタイルの多様化により、地域のつながりが希薄化し、地域で支え合う関係づくりが難しくなっています。こうした中、生活困窮やひきこもり、虐待、社会的孤立など、複合的な課題を抱える個人や世帯が増加しており、福祉サービスや支援のあり方の多様化が求められています。

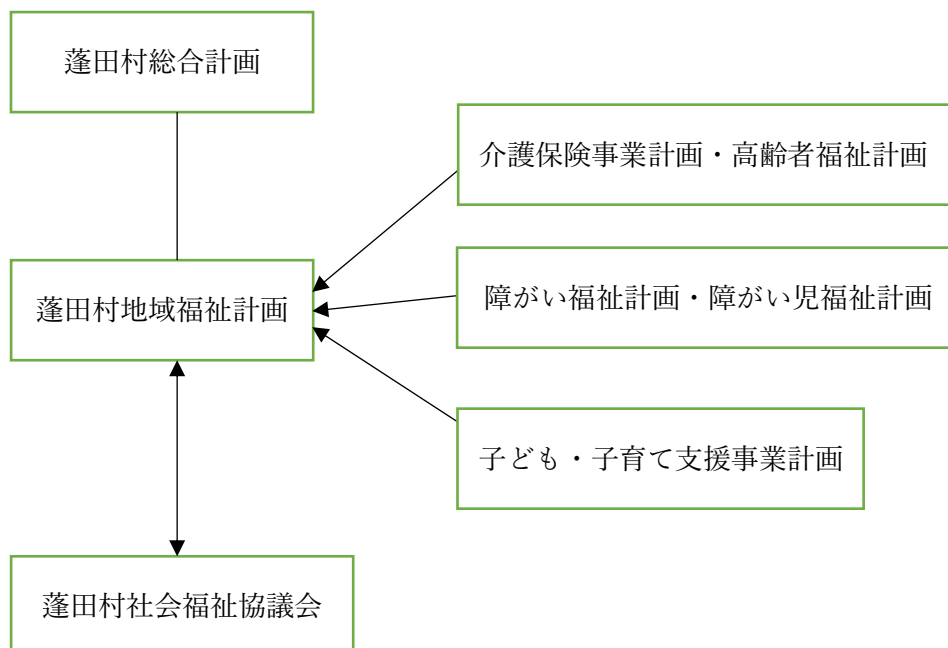
さまざまな課題を解決するには、既存の福祉制度や公的サービスのみで対応することは困難であるため、地域で支え合う仕組みをつくり、個人が自ら行う「自助」、地域住民が共に支え合う「共助」、行政が公的サービスを提供する「公助」が連携することが必要です。

地域福祉は、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、地域住民や各種団体、ボランティア、福祉サービス提供者、行政などが相互に協力し合う関係を築きながら、「共に生き、支え合う社会」の実現に向けて取り組むことです。

蓬田村では、社会情勢や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、すべての村民が住み慣れた地域でお互いに支え合い、助け合いながら自分らしく暮らせる地域づくりの実現に向けて、地域福祉施策を推進するための指針となる「第4期蓬田村地域福祉計画」を策定します。

2 地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」として策定するものです。また、村づくりの方針を示した蓬田村総合計画を上位計画とし、福祉施策に関する各種計画と連携しながら地域福祉を総合的に推進するための計画とします。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などにより必要が生じた場合は、見直しを行うこととします。

Ⅱ 蓬田村の現状

1 蓬田村の概要

(1) 位置・地勢と自然条件

蓬田村は、青森県の北西部、津軽半島の東側陸奥湾沿岸（北緯40度58分東経140度40分）に位置し、南側を県庁所在地である青森市と接し、北側を外ヶ浜町と接しています。面積は80.84km²で、南北に約9km、東西に約11kmの広がりを持っていて、その面積の7割以上は山林となっています。

県都青森市の中心部まで約20kmの近距離にあり、国道280号バイパスにより車で約30分、また、平成22年に全線開通した東北新幹線新青森駅までは約20分、J R 津軽線では約30分で青森駅に結ばれています。

また、高速交通網の連絡としては、東北自動車道青森インター、青森空港へのアクセス道路が国道280号バイパスと連結しており、交通網の充実が図られています。



（２）沿革

蓬田村は、南北に带状に連なった中沢、長科、阿弥陀川、ぐっと町会、蓬田、宮本、郷沢、瀬辺地、広瀬の９地区と北端広瀬の西に位置する高根の１０地区からなっています。

蓬田村には、縄文時代の遺跡が広く分布し、古代から居住地として好適な立地条件を備えていたと推測されます。村の中ほど蓬田地区に大館城の城跡があり、１９８１年に金沢大学が実施した発掘調査によれば、平安時代の後半（１１世紀から１２世紀）に繁栄したと考えられています。しかし、南部氏配下にあったこの城は、天正１３年の津軽為信東征の際に落城したといわれています。以後津軽領となって田舎の荘に属し後潟組に編入されてきました。

現在の蓬田村は、明治２２年に実施された町村制により、後潟村から中沢、長科、阿弥陀川、蓬田、郷沢を分離し、蟹田村から広瀬、瀬辺地を分離してできました。そして、平成３０年には村制施行１３０周年を迎え、現在に至っています。

（３）自然的条件及び社会的・経済的条件

気象は、日本海式気候に属しており、平均気温は約１０度、年間降水量は約１，３００mm、年間日照時間は１，５００時間となっており、初雪は１１月下旬、本格的な降雪は１２月下旬以降になります。冬期は北西の季節風が強く吹き、降雪の日が多くなるため、最深積雪は１００cm前後です。

蓬田村は、青森市に接し自動車またはＪＲ津軽線で約３０分の距離にあるため、経済圏としては青森経済圏に属し、大型消費はもとより日常雑貨、食料品等も相当の割合で青森市に依存しています。

村の主な産業は、農業と水産業です。農業は稲作が主となっており、農家の状況をみると、就業者減少に伴い経営規模の拡大及びトマトやタマネギの生産等の高収益作物との複合化が進められています。

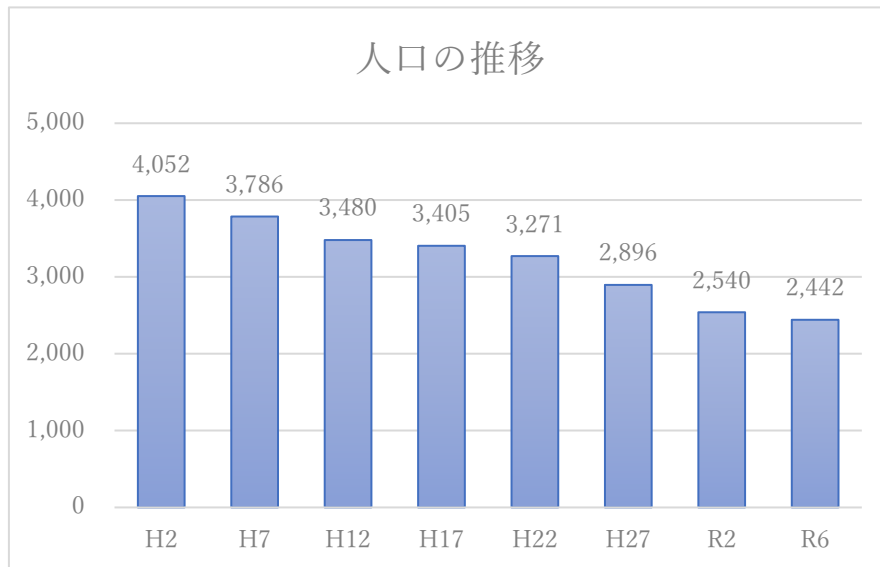
水産業はホタテ養殖の振興により、全漁獲高の大半を占めています。

観光は、恵まれた自然を楽しめる玉松海水浴場や蓬田三山があります。また、大浴場やサウナを完備した「ふれあいセンターよもぎ温泉」は憩いの場となっており、「よもぎた物産館マルシェよもぎた」では村の特産品のＰＲ・販売を行っています。

2 人口と世帯

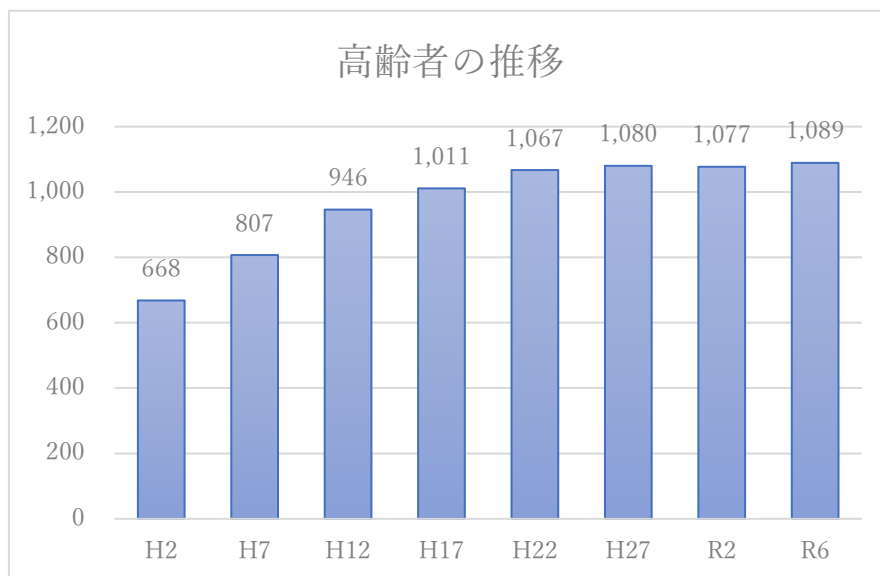
(1) 人口

人口の推移は、平成2年には4,052人でしたが、年々減り続け、令和6年には2,442人と平成2年から令和6年までの34年間で1,610人減少しています。



(国勢調査及び蓬田村調べ令和6年10月末現在)

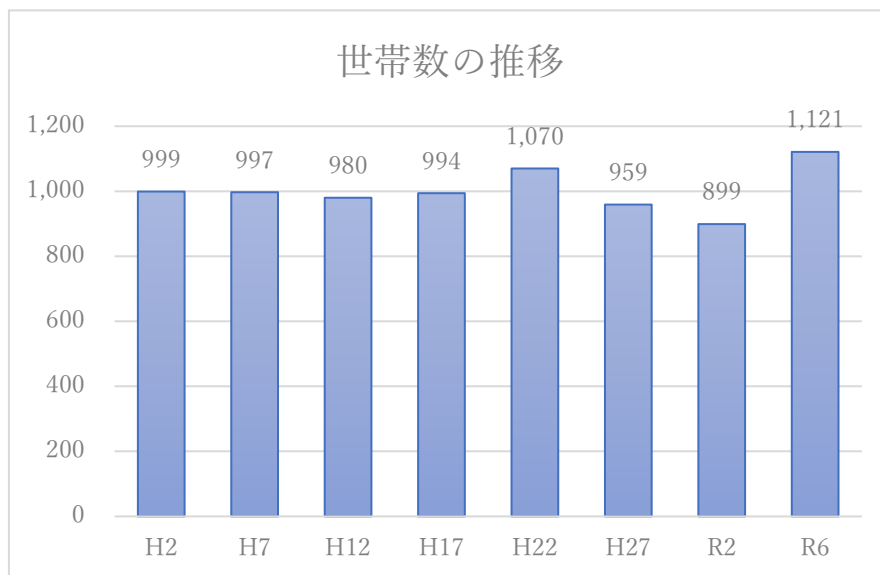
65歳以上の高齢者人口は、平成2年の668人以降、年々増加し、令和2年に一時減少に転じたものの令和6年には1,089人と平成2年から令和6年までの34年間に421人増加しています。



(国勢調査及び蓬田村調べ令和6年10月末現在)

(2) 世帯

世帯の推移は、平成2年の999世帯から増加し、平成22年には1,070世帯となりました。以後、世帯数は減少しましたが、令和6年には再び増加に転じて1,121世帯となり、人口減少とともに世帯数が増加していることから家族規模が縮小化していることがわかります。



(国勢調査及び蓬田村調べ令和6年10月末現在)

3 蓬田村の福祉施策の現状

(1) 児童福祉施策

「蓬田村第三期子ども・子育て支援事業計画」（令和7年3月）に基づき各種保育サービスを提供しています。

延長保育及び一時保育、放課後児童クラブの実施方法を地域の実情に合わせ検討していくことが必要と考えます。

施設名	児童数							定員	入園率
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
就学前児童数	9	7	6	4	12	11	47		
蓬田保育園（保育）	5	3	4	2	6	10	30	30	100%
蓬田保育園（教育）	0	0	0	0	0	0	0	5	0%
村外保育園（保育）	1	3	2	2	5	1	14		
村外保育園（教育）	0	0	0	0	1	0	1		
保育園 計	6	6	6	4	12	11	45		
入園児童割合	67%	86%	100%	100%	100%	100%	96%		

(蓬田村調べ令和6年10月末現在)

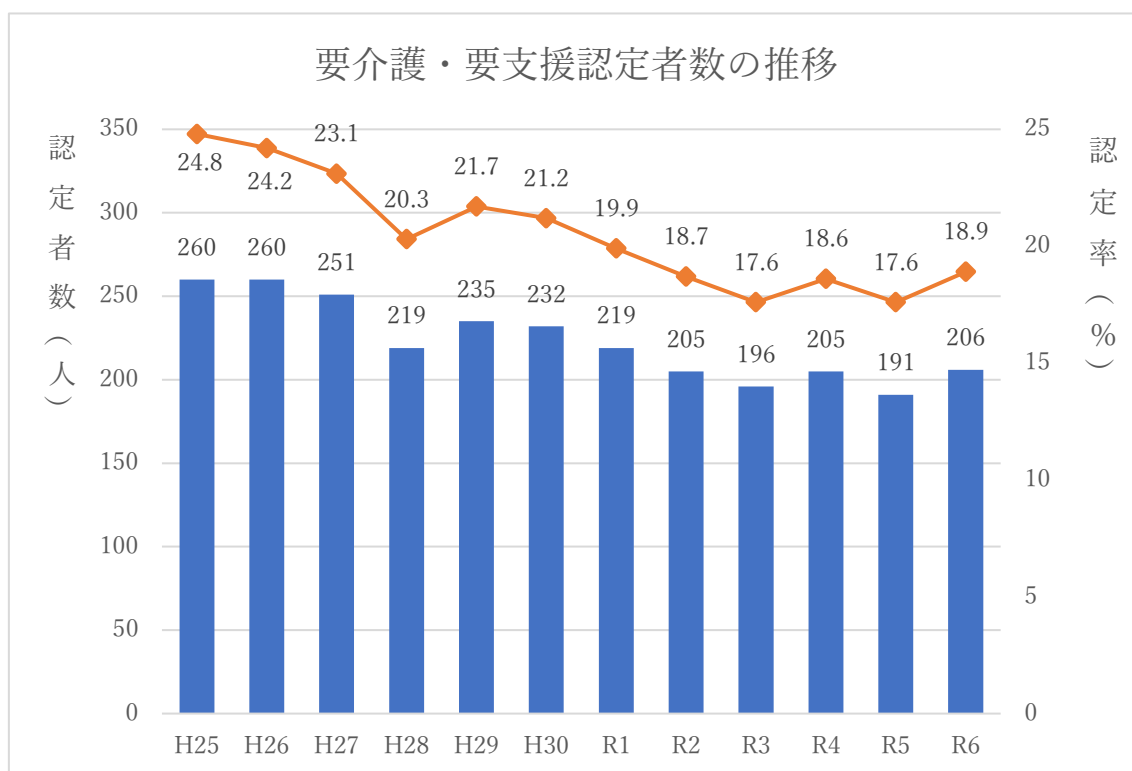
(2) 高齢者福祉施策

高齢者施策は、平成12年4月から始まった介護保険制度の基盤整備、啓発が進み、身近な地域で、通所サービスや訪問介護等のサービスが必要な時にいつでも受けられるようになりました。

介護保険法の大幅な改正により、平成18年度から介護予防を重視した取り組みが行われています。

介護保険制度のほか、ひとり暮らし高齢者向け事業などの高齢者サービス、健康の維持管理を支援する保健サービスを実施しています。

介護が必要な人が、適切にサービスを受けられるとともに、できるだけ介護を必要としないように、介護予防の推進が求められています。



(蓬田村調べ介護保険事業状況報告(月報)(各年10月分))

○区分認定者数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
要支援1	32	29	18	9	9	10	9	7	7	4	3	4
要支援2	38	40	29	13	14	19	17	16	16	18	17	16
要介護1	46	46	54	40	51	47	45	39	34	37	45	44
要介護2	41	47	44	49	56	50	56	44	46	53	51	54
要介護3	29	30	31	38	38	46	40	41	35	38	27	36
要介護4	47	40	41	43	41	35	29	38	40	34	27	30
要介護5	27	28	34	27	26	25	23	20	18	21	21	22
合計	260	260	251	219	235	232	219	205	196	205	191	206

(蓬田村調べ介護保険事業状況報告(月報)(各年10月分))

(3) 障がい者福祉施策

障害者自立支援法の制定に伴い、蓬田村障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定し、障がいの種別（身体・知的・精神）にとらわれない一元的なサービスを提供しています。

本村には、サービスを提供する事業者がいないことから、村外の事業者と連携をとりながら、サービスの充実を図る必要があります。

障がいのある人の障がい特性など、一人ひとりの状態に合わせた支援が求められています。

■愛護手帳所持者数（知的障害者）

程度別	男	女	計
A	5	2	7
B	18	8	26

（蓬田村調べ令和6年10月末現在）

■身体障害者手帳所持者数

障害種別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚	4	0	0	0	1	0	5
聴覚・平衡機能	0	4	0	2	0	4	10
音声・言語機能	0	0	0	0	0	0	0
肢 体 不 自 由	13	9	12	20	4	2	60
内 部 障 害	26	0	3	10			49

（蓬田村調べ令和6年10月末現在）

■精神障害者手帳所持者数

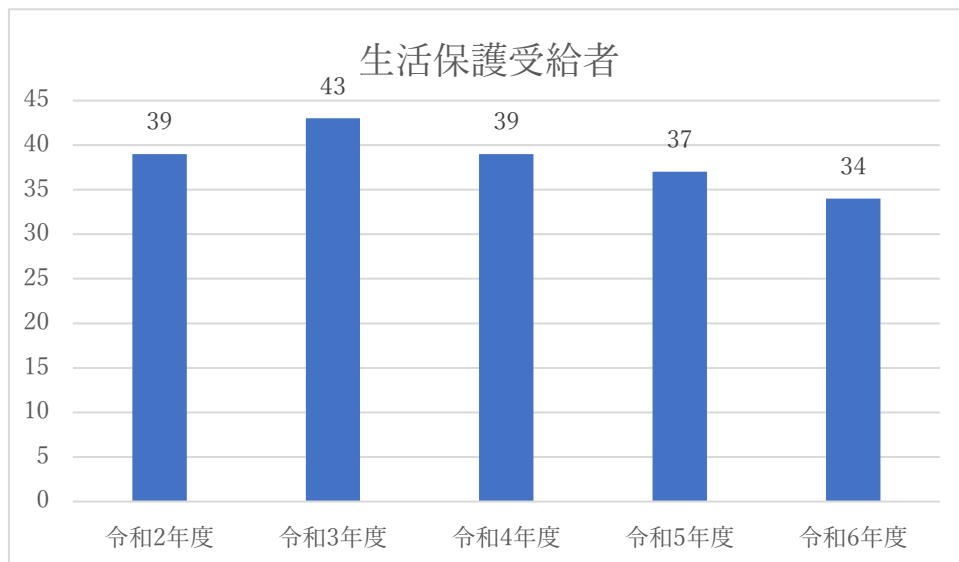
等級別	男	女	計
1級	5	5	10
2級	10	5	15
3級	2	3	5

（蓬田村調べ令和6年10月末現在）

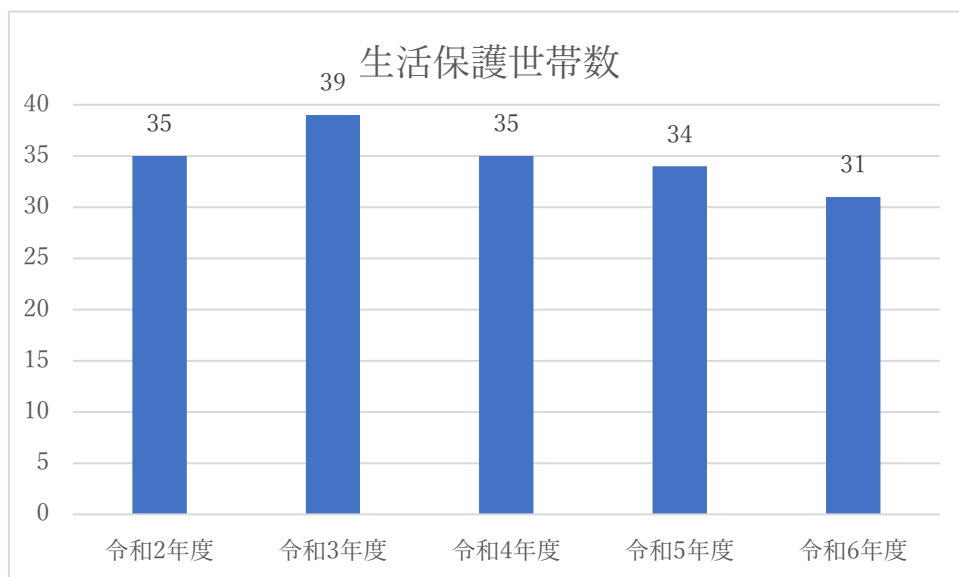
(4) 生活困窮者の状況

1) 生活保護

病気や失業など様々な事情で生活に困窮した場合、国が定めた一定の基準（保護基準）に従って最低限の生活を保障し、自立した生活ができるよう援助する制度です。生活保護には、生活・教育・住宅・医療・出産・生業・葬祭・介護の8種類の扶助があり、福祉事務所のケースワーカーが相談・援助に携わっています。生活保護受給者に対しては、国の自立支援プログラム等により、一人ひとりの特性に応じた支援をしていく必要があります。



(蓬田村調べ令和6年10月末現在)



(蓬田村調べ令和6年10月末現在)

2) 生活保護に至る前の生活困窮者自立支援

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援制度は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できない人に対し、個々の状況に応じた支援を行い、自立を促進することを目的としています。

当村では、東地域総合相談窓口（平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村）を中心に、就労支援機関や医療機関などの必要な機関と連携しながら生活困窮者の把握に努め、生活困窮者に対しては自立に向けた包括的な支援を行っています。

区分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
東地域総合相談窓口 相談件数	33	85	97	49	68
うち蓬田村の相談件数	7	8	15	10	7

(東地域総合相談窓口：各年度 3 月 31 日時点)

(5) 地域福祉活動

地域福祉活動は、民生委員・児童委員による相談・助言・情報提供などの活動をはじめ、社会福祉協議会、各種地域団体などによる取り組みなど、地域を基盤とした活動が展開されています。

<社会福祉協議会>

社会福祉協議会は、従前から地域福祉推進の中心的な機関として活動、事業を展開してきましたが、平成 12 年の法改正により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置づけられ、公共的な性格を持つ民間組織として、より一層中核的な役割を担っています。

また、本計画の推進にあたって、住民や各種団体、行政の調整役として、さまざまな方面で公民のパートナーシップを支える役割を担うことを期待されています。

4 住民意識調査結果（抜粋）

調査期間

令和6年4月25日～令和6年5月31日

調査対象者数

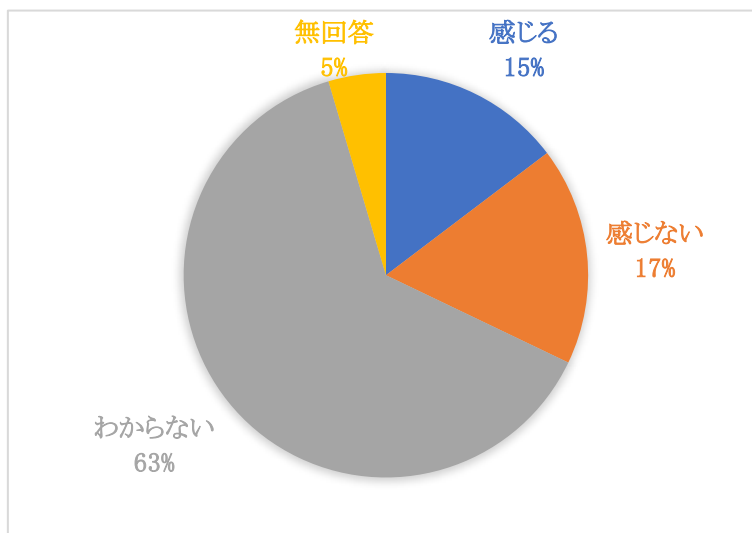
300人（無作為により抽出）

回答者数

109人（回答率 36.3%）

（1）福祉サービス

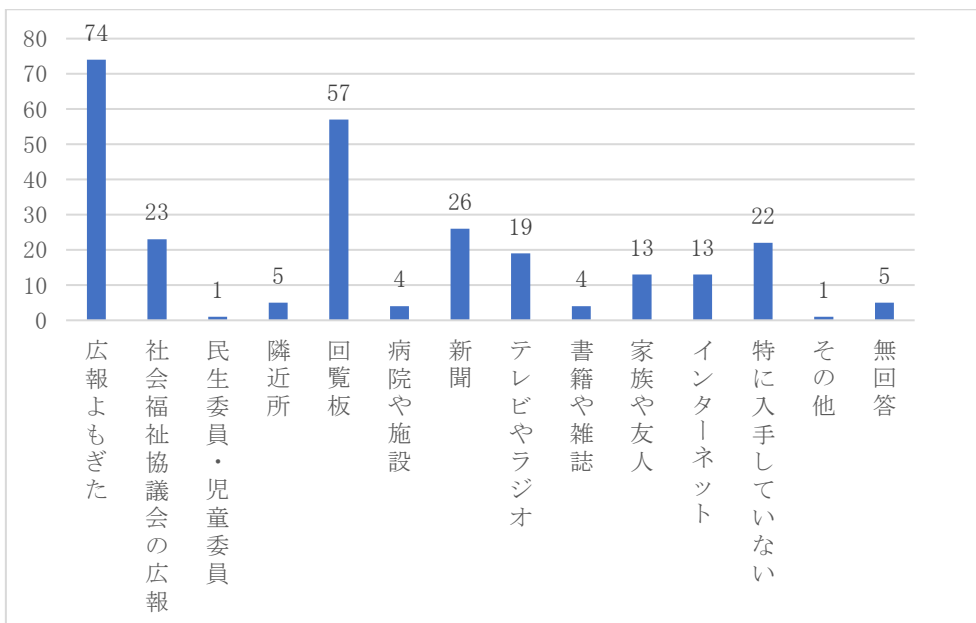
■必要な時に適切なサービスを受けられる体制が整っていると感じるか



【評価】

わからないと感じる方が多い結果であるため、体制が整っていると感じる人が今後多くなるように努める必要がある。

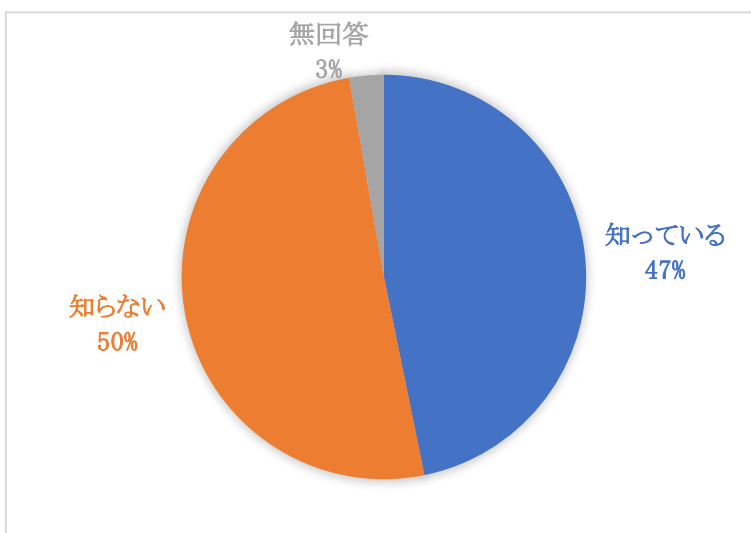
■福祉サービスに関する情報の入手先



【評価】

村民の福祉サービスの情報を得る手段としては、広報よもぎたや回覧板などの公的情報紙が多い結果となった。

■蓬田村社会福祉協議会を知っているか

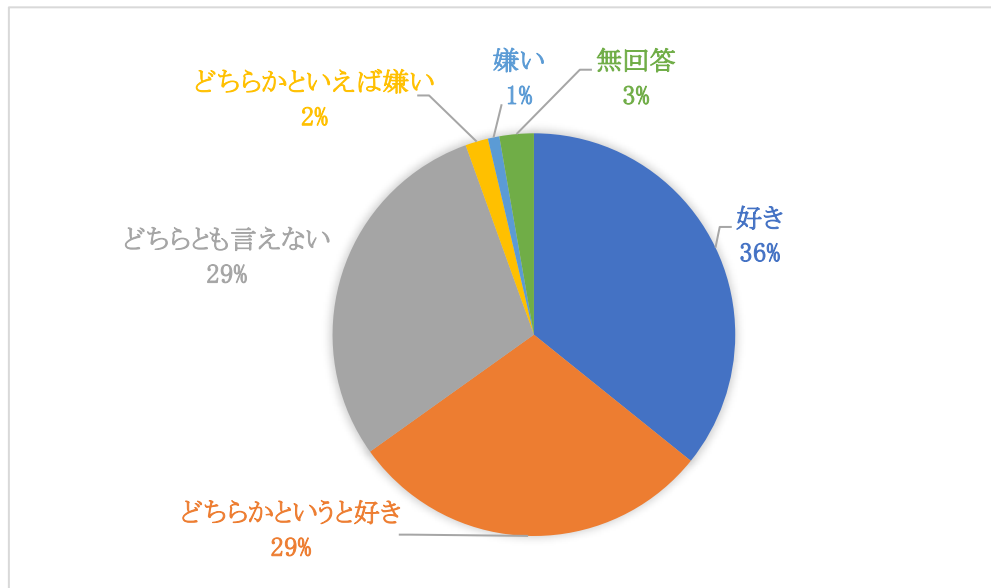


【評価】

約半数が知っているという結果となり、地域福祉活動を実施している実態としては低い結果と捉える。今後の村民サービスの拡充に向けて、社会福祉協議会の活動内容等の周知が必要と考える。

(2) 地域の現状とつながり

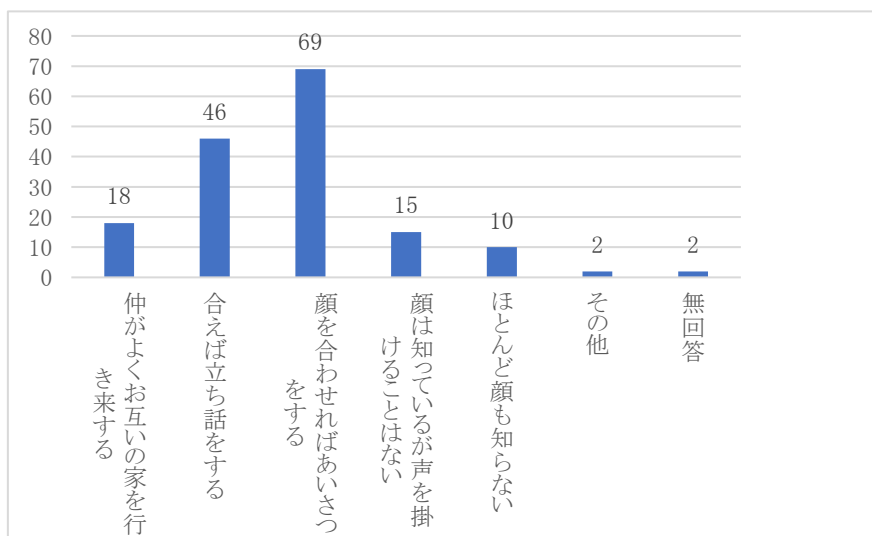
■蓬田村は好きですか？



【評価】

「好き」「どちらかというとき好き」と答えた人が過半数を超え、好きと答えた人の意見としては「自然が豊か」「災害が少ない」という意見が多かった。また、嫌いと答えた人は「移動手段が不便」などの不安が多く挙げられた。

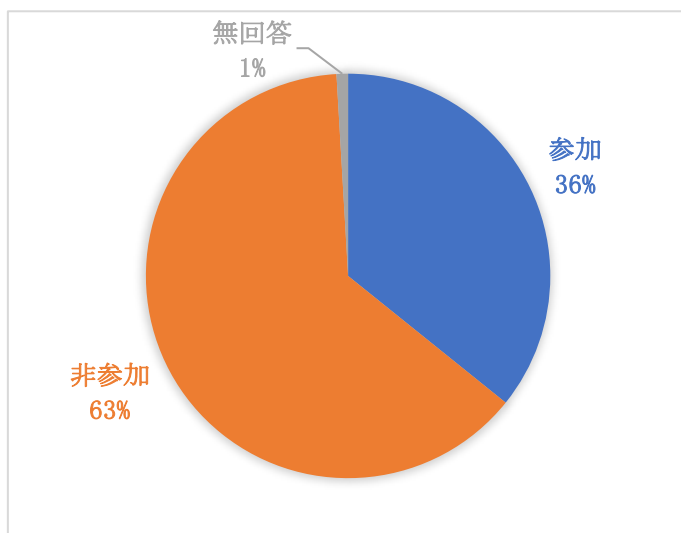
■近所付き合いについて



【評価】

「行き来」「立ち話」「あいさつ」と近所間での交流があるという結果であった。一部顔も知らないという結果については、今後の検討課題である。

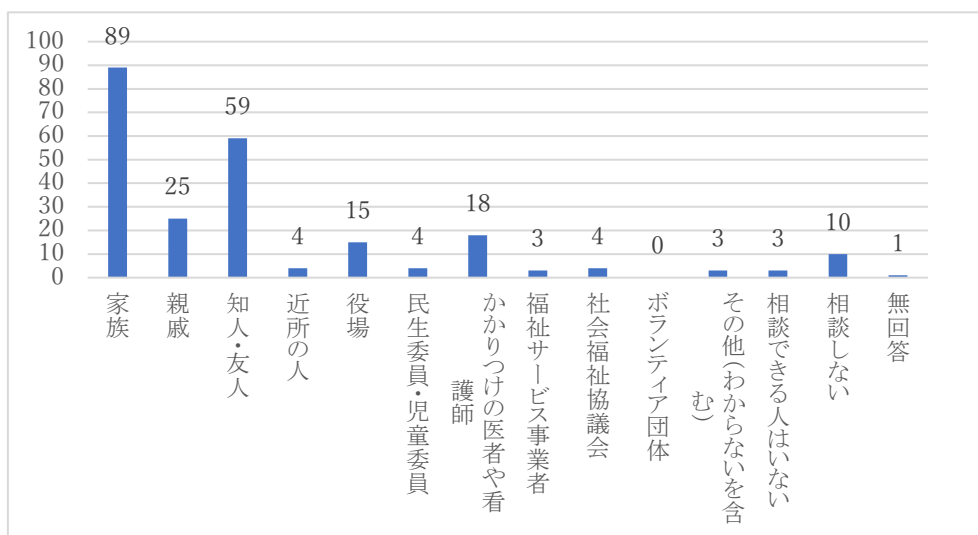
■地域活動の参加について



【評価】

地域活動へ参加している人は36%という結果となった。参加しない人の意見としては「仕事をしている」「体力に自信がない」「興味を持てる活動がない」という意見が多かった。地域のつながりの希薄化が進まないよう取組を進めていかなければならない。

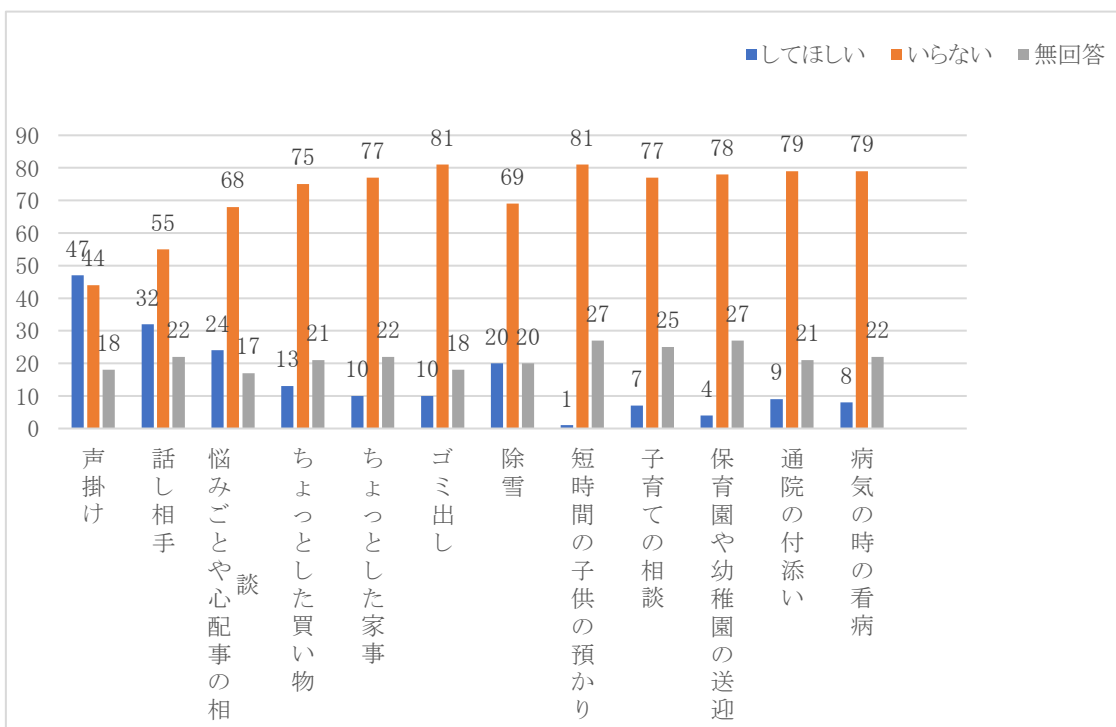
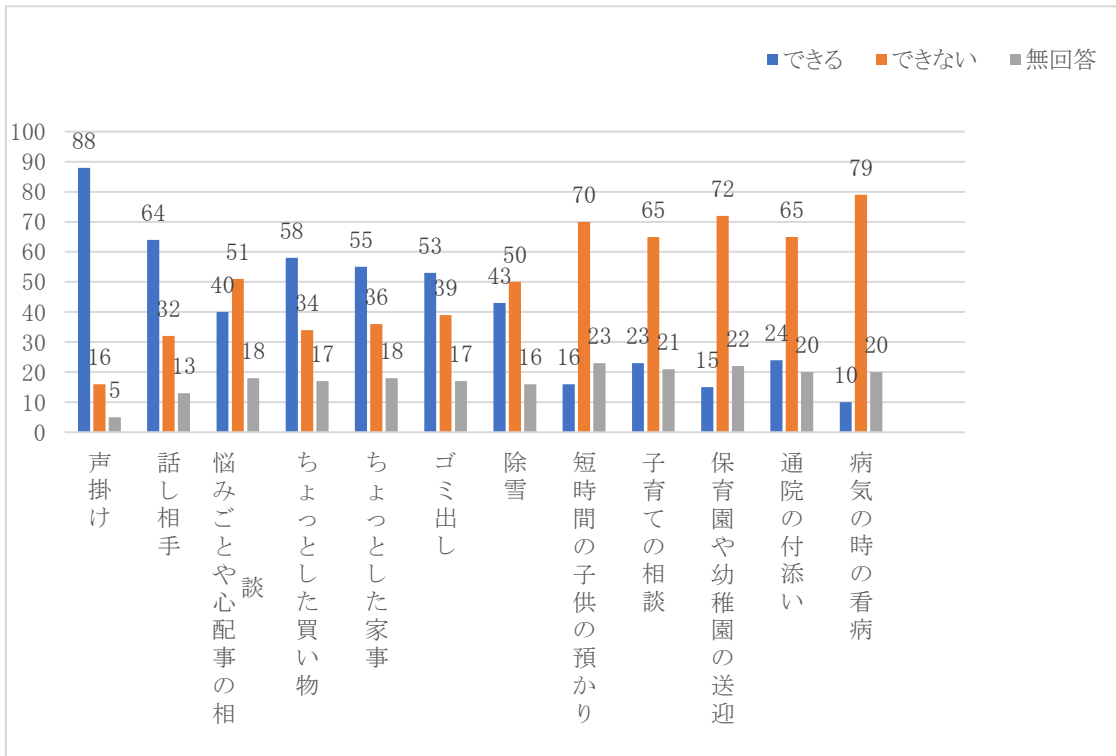
■困りごとがあった場合誰に相談しますか



【評価】

身内や地域住民への相談が多い結果となった。公的機関への相談が少ないことに対し、相談しやすい環境を整備することが必要と考える。

■あなたが手助けできること、してほしいこと



【評価】

困っている人に対し、身近な部分については手助けできると答えた人が多かったことに対し、困ったときに手助けしてほしいという人が多い結果となったため、地域で助け合えるコミュニティ形成が必要と考える。

※その他のアンケート結果は、別紙にて

Ⅲ 地域福祉の展開

1 基本理念

地域福祉を進めていくためには、村づくりの基本理念、基本目標、取り組みについて、行政と住民が共有することが大切です。蓬田村総合計画は、村づくりの基本理念として「自然環境を育み、まもり、生かす村」、「健康長寿で人と人がつながり合う村」、「地域資源を生かした産業を振興する村」を、そして村づくりの将来像として「自然と共生し人と人がつながり合う個性と活力があふれる村」を掲げ、これを実現するための基本目標に次の4つを掲げています。

1 自然・生活環境

美しい自然をまもり共生する安心・安全な村づくり

2 健康・医療・福祉

全ての世代が支え合い健やかに暮らせる村づくり

3 教育・文化・人づくり

はつらつとした創造性豊かな人づくり

4 産業

地域産業を振興し活力あふれる村づくり

蓬田村総合計画の健康・医療・福祉分野の基本目標としている「全ての世代が支え合い健やかに暮らせる村づくり」の実現に向け、本計画の基本理念を次のとおりとします。

人と人とがつながり、共に助け合い、共に支え合い、共に生きる村

2 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定し、計画を推進していきます。

- 1 安心して利用できる福祉サービスを提供し、相談体制を充実させます
高齢者や障がい者、生活困窮者、子どもや保護者など、村民が安心して暮らしていくことができるように各種福祉サービスを提供するとともに、支援が必要な人に適切な情報が届くように情報提供や相談体制の充実を図ります。
- 2 一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる地域をつくります
地域の身近な居場所づくりや気軽に集える交流の場づくり、生きがいをづくり活動を推進し、世代を超えたつながりや仲間づくりを通して健康でいきいきと暮らせる地域をつくります。
- 3 地域福祉を支える人材の育成・確保を推進します
地域で健やかな暮らしが送れるように、村民一人ひとりが地域で助け合い・支え合う地域福祉の意識を高めるとともに、地域福祉の担い手の確保・育成を推進していきます。

3 施策の展開

各基本目標について、住民意識調査の結果に基づき、村民、村、社会福祉協議会の課題解決に向けた取組を推進し、基本目標達成に努めていきます。

基本目標1 安心して利用できる福祉サービスを提供し、相談体制を充実させます

福祉サービスの体制について整っていると感じる人が少ないこと、社会福祉協議会の認知度が低いこと等、村民に対して公的サービスの周知や体制が整っていないという結果となりました。

そのため、公的サービスの充実を目指すためにも村民が利用できる制度や福祉サービスの周知を行い、窓口の体制整備や各機関との連携強化を図ることが必要であると考え、以下の取組を推進します。

■課題解決に向けての取組

村民	○介護、障がい、子育て等、自分の生活に関わる福祉サービスや制度に関心を持ち、必要な時に利用できるようにしましょう。 ○生活課題を抱えた時は、課題が大きくなる前に、なるべく早く村や社会福祉協議会等の相談窓口へ相談しましょう。
----	--

村	○「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき各種福祉サービスの充実に取り組みます。 ○介護・障がい・子育て等各分野において関係機関と連携し、適切なサービスを提供します。 ○生活にお困りの方の相談窓口として「東地域総合相談窓口」や「心配ごと相談所」の周知に努め、安心して利用できるように体制を整えます。 ○広報紙やホームページ等に保健医療・福祉・子育て等の支援情報を掲載し、福祉サービスの情報提供を充実させます。
社会福祉協議会	○広報紙やホームページ等に社会福祉協議会の活動や福祉サービスの内容を掲載し、適切な情報発信に努めます。 ○複合的な困りごとの解決に向け、心配ごと相談所の周知と安心して利用できる体制強化を図ります。 ○民生委員・児童委員をはじめとする地域関係者や関係機関と情報共有を行い、村民の多様なニーズを把握し、必要な情報提供を行ったりサポート体制を整えます。

基本目標2 一人ひとりが自分らしく、いきいきと暮らせる地域をつくります

地域活動への参加の課題、近所付き合いにおいて孤立している世帯への課題がアンケートの結果より見て取れます。

そのため、村民一人ひとりが地域へ関心を持ち、地域活動等各種イベントへの積極的な参加とコミュニティの形成ができるような取組が必要と考え、以下の取組を推進します。

■課題解決に向けての取組

村民	○お互いに積極的にあいさつをしましょう。 ○一人ひとりが、健康で生きがいを持って暮らせるように努めましょう。 ○「お互いさま」の気持ちを持って助け合い、支え合う関係を築きましょう。
村	○地域福祉活動をしている人や組織等への支援を行います。 ○村のイベント、健康教室等の地域の情報を広く村民に発信していくことで、住民の地域参加や地域のことを考える機会を促進します。 ○村民祭や敬老会など、一定の村民に共通するテーマのイベントを開催し、社会参加の場や住民同士のネットワークづくりの場を提供します。 ○見守りなどの地域福祉や孤立防止など課題解決に向けた事業を実施します。

社会福祉協議会	○ひとり暮らし高齢者などの、地域から孤立しがちな人に対し、外出や交流のための支援やイベントを企画します。 ○個人の課題に対し、「丸ごと」を受け止める場としての相談窓口の整備に努めます。 ○世代間交流等を通じて、身近にどんな人が住んでいるのかわかる地域を実現し、いきいきと安心して暮らせる地域を目指します。
---------	--

基本目標3 地域福祉を支える人材の育成・確保・活動を推進します

手助けできるが手助けされたくない、困りごとの相談先について公的機関への相談は少ない、災害時の対策等課題があがりました。

そのため、地域で助け合えるコミュニティの強化、災害時における村内の共通理解、地域を支えていく人材の育成と活動強化を目標に、以下の取組を推進します。

■課題解決に向けての取組

村民	○自分の経験や特技等を地域活動に生かしましょう。 ○自分のできる範囲で地域活動に参加しましょう。 ○民生委員・児童委員など、村の福祉のため活動する方々を知り、見守りなどの活動に協働しましょう。 ○災害時の避難経路や連絡体制について家族と共有しましょう。 ○隣近所と日頃から声をかけ合い、災害時や緊急時に助け合える関係を築きましょう。
村	○社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティア活動や地域福祉活動に関する情報の収集・提供に努めます。 ○地域住民や関係機関と情報共有し、地域福祉の担い手となる人材の発掘・育成に努めます。 ○地域住民が地域福祉活動の担い手として活躍できる場を提供します。 ○防災訓練等を通じて、支援を必要とする人の情報を地域で共有し、地域全体で対応できる体制づくりに努めます。 ○要支援者が安心して避難できるよう、自治会や消防団、福祉施設等と連携し、円滑な避難支援に取り組みます。
社会福祉協議会	○幅広い年齢層が活躍できる地域福祉活動やボランティア活動の場を提供し、地域福祉の担い手となる人材育成に努めます。 ○地域活動の担い手である民生委員・児童委員と連携を強化し、地域福祉の推進に努めます。 ○民生委員・児童委員とともに、避難行動要支援者名簿登録の普及・啓発を図ります。

各基本目標の達成に向けて

地域福祉とは、村役場、蓬田村社会福祉協議会をはじめとする社会福祉事業を営む主体、自治会などの村民を中心とした組織、隣近所など地域のつながりに加え、村民一人ひとりも主人公です。蓬田村で地域福祉が推進されるためには、村民一人ひとりが地域福祉の主人公としての自覚を持ち、取組へとつなげていくことが大切です。

IV 福祉サービス・社会資源のみちしるべ

福祉サービス・社会資源のみちしるべ

1 健やかで長生きするために

- 1-1 保健事業の取組
- 1-2 保健事業と介護予防事業の一体的実施
- 1-3 介護予防・重度化防止の推進
- 1-4 地域包括ケアシステムの深化・推進

2 安心して子育てをするために

- 2-1 各種相談
- 2-2 地域における子育て支援
- 2-3 母性と乳幼児の健康増進
- 2-4 子どもの成長支援・教育環境
- 2-5 子育てを応援するいろいろな手当

3 障がいのある人が地域で安心して暮らすために

- 3-1 各種相談
- 3-2 障害者総合支援法によるサービス
- 3-3 障がい者向けサービス

4 地域活動への参加、地域の社会資源を活用するために

- 4-1 蓬田村社会福祉協議会
- 4-2 地域における支え合い活動
- 4-3 その他の福祉制度・社会資源

5 災害時に要支援者を支えるための仕組みづくり

6 包括化相談支援センターの設置

1 健やかで長生きするために

当村の人口は年々減少しつつある一方で、高齢者比率は上昇しており、少子高齢化の傾向はますます顕著になっています。

また、食生活の変化、喫煙、飲酒、運動習慣が少ないなどの要因により、がんや循環器系疾患等の生活習慣病が増加し、認知症や脳血管疾患などを原因疾患とした要介護認定者が増加するなど、近年、疾病構造は大きく変化しています。

これらの医療、介護の分析から、どうすれば健康寿命を延ばし、子供からお年寄りまでいきいきと暮らせるまちづくりができるのかを考え、「蓬田村介護保険事業計画」及び「高齢者福祉計画」に基づいて、サービスの充実や施策を展開しています。

- | |
|-----------------------|
| 1-1 保健事業の取組 |
| 1-2 保健事業と介護予防事業の一体的実施 |
| 1-3 介護予防・重度化防止の推進 |
| 1-4 地域包括ケアシステムの深化・推進 |

1-1 保健事業の取組

(1) 各種健（検）診受診率・精密検査受診率の向上

事業目的	各種健（検）診の実施率を向上させ、特定保健指導や医療機関への受診へつながることで、生活習慣病の早期対策につなげます。
目標を達成するための主な取組	
○漁協・農協・商工会などの職域への受診勧奨に加え、働き盛り世代の小・中学校の保護者への受診勧奨など様々な機会や対象者へ向けた健診受診勧奨を行います。	
○各種健（検）診の受診者数・受診率向上に向け受診勧奨等保健協力員活動他による事前PRの強化と県や近隣市町村とも連携した健（検）診を受けやすい環境づくりを継続します。	
①県や近隣市町村との連携を強化し、集団健（検）診以外の様々な受診機会を確保し、健（検）診を受けやすい体制づくりに努めます。	
②保健協力員などの地域関係者とも連携し、健（検）診受診の呼びかけを行います。	
③住民健診に併設しロコモ・フレイルの早期発見を目的とした筋力、体脂肪測定、認知機能検査を実施し、住民説明会での専門職による説明を実施します。	
④骨粗鬆症検診の受診者増を図り、特に女性については体の変化に応じて必要となる重要な検診であるということで周知に力を入れます。	
⑤若年層（20～39歳）への基本健診を実施し、若い世代からの健康づくりを図ります。	
○健（検）診ポイント制の実施など、健康に関心を持つ機会の拡大を図ります。	
○各種健（検）診事後指導の強化を図ります。	
①精密検査100%をめざし、要精密検査者への受診勧奨を行うとともに、がん検診要精密検査者へは初回精密検査費用の一部助成を行います。	
②特定健診要指導・要医療者への知識の普及を図ります。	
③健診結果説明会の中で、健診結果を通じた情報提供を行うとともに特定健診・がん検診の要精密検査対象者への指導及び受診勧奨を行います。	

(2) 特定保健指導実施率の向上

事業目的	特定保健指導の指導終了率を上げ、メタボリックシンドローム該当者や予備群の減少を図ります。
目標を達成するための主な取組	
○健診結果送付後、対象者に向けた参加勧奨通知の作成や電話、訪問により特定保健指導への参加勧奨を行います。 ○特定保健指導実施率向上に向け、対象者が参加しやすい環境づくりを継続します。 ○特定健診受診者に対して、健診結果送付時に生活習慣の見直しや改善に必要な情報を提供します。	

(3) 糖尿病性腎症重症化予防

事業目的	糖尿病性腎症を防ぎ、適切な治療や生活習慣改善を行い、重症化と医療費の適正化を図ります。
目標を達成するための主な取組	
○適切な受診勧奨や保健指導により医療機関未受診者・治療中断者を治療に結びつけ、重症化予防につなげます。 ○重症化リスクの高い者（ハイリスク者）に対して、医療機関との連携を図り、腎不全・人工透析への移行防止に努めます。 ○糖尿病予防教室における講話や実技指導を開催します。	

(4) 生活習慣改善の普及啓発

事業目的	好ましくない生活習慣を改善し、重症化予防を図ります。
目標を達成するための主な取組	
○メタボリックシンドロームの予防改善を含めた生活習慣病予防を推進します。 ①生活習慣病予防教室を開催し、運動指導や栄養指導、健康講話を実施します。 ②村広報誌等による普及啓発を実施します。 ③保健協力員等社会資源の活用や各種機会を通じての生活習慣病予防に関する周知を行います。 ○健診結果説明会を実施し、個別に健康相談を行います。	

(5) 医療費適正化対策

事業目的	ジェネリック医薬品の普及や重複・頻回受診者への適正受診勧奨を通じて医療費の適正化を図ります。
目標を達成するための主な取組	
○蓬田村重複・頻回受診対象者及び重複投薬者等への訪問指導実施計画書に基づき、重複・頻回受診者への適正化対策を実施します。 ○後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関して、利用促進の普及を図ります。	

1-2 保健事業と介護予防事業の一体的実施

高齢者、その中でも特に後期高齢者は、複数疾患の合併や、加齢に伴う機能低下を基盤としたフレイルやサルコペニア、認知症等の進行により健康上の不安が大きくなります。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができる期間の延伸、ＱＯＬの維持向上を図るために、高齢者の特性を踏まえた健康支援・相談等を行います。

【今後の取組】

○ハイリスクアプローチとして、個別訪問等を実施していきます。

○ポピュレーションアプローチとして、通いの場等でフレイル予防の普及啓発や健康教育、保健指導などを行います。

1-3 介護予防・重度化防止の推進

事業名	概 要
高齢者のための健康講座	冬期間の閉じこもり防止のために実施します。 身近な自治会単位や蓬田村社会福祉協議会のねまるカフェ等で開催し、事業終了後に住民主体による「通いの場」につながるよう実施していきます。
いきいきなどわどサロン	毎週木曜日に、住民が気軽に集まって、お茶を飲み趣味活動などができる居場所（通いの場）として実施します。 サロンの参加をきっかけに、人と人とのつながりをつくり、住み慣れた場所で、元気に生きがいをもって暮らし続けることができるよう、参加者の要望を取り入れながら開催していきます。 また、いきいき百歳体操を取り入れ、参加者の身体機能の維持・向上に取り組みます。 さらに、サロン利用者が主体となり、より身近な地域での通いの場を創設できるよう支援していきます。
地域介護予防活動支援	住民主体の通いの場が継続できるよう、活動経費の一部を補助することや、社会福祉協議会が実施している、ボランティアセンター事業での社会参加活動経費の一部を補助します。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組の強化や要介護者・要支援者の自立支援及び重度化防止のため、青森県からの支援を受けながら、通所・訪問介護サービス事業所、個別地域ケア会議、高齢者の通いの場へのリハビリテーション専門職や管理栄養士、歯科衛生士等を派遣するなど、介護予防と自立支援の効果を高める活動に取り組んでいきます。

1-4 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括支援センターの機能強化

事業名	概要
機能の強化	地域の高齢者やその家族に対し、困難事例を含めた様々な相談に対応し、包括的に支援するため、地域包括支援センター職員への研修会や地域ケア会議等を通じて、資質の向上を図るとともに、ワンストップ窓口として充実を図ります。 村は、地域課題の把握や分析、新規事業の導入や虐待等の困難事例の対応等、地域包括支援センターとともに、課題の解決に取り組みます。 村は、地域包括支援センターとともに、地域の様々な団体、青森県や近隣自治体との連携、リハビリテーション専門職等の職能団体との連携に努め、地域包括支援センター機能の強化やネットワークの構築を推進します。
包括的・継続的マネジメント事業	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働体制により、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要となります。 多様化する高齢者のニーズに対応し、自立支援と重度化防止に資するサービスの提供ができるよう実務者レベルでの地域ケア会議や研修会の充実を目指します。 また、個々の介護支援専門員が、自立支援と重度化防止の視点を持ったケアプランを作成できるよう、地域包括支援センターが中心となって、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。
地域ケア会議の運営	村内の全高齢者を視野におきながら、高齢者のニーズの把握を行うとともに、援護を要する高齢者について、保健・医療・福祉サービスの具体的な処遇方針を樹立するとともに、保健・医療・福祉をはじめとした多職種協働による「地域ケア個別会議」を開催し、専門的視点を交えて個別事例の検討を実施します。 また、個別事例の検討を通じて把握された、地域課題の解決策を検討するため「地域ケア推進会議」を実施します。

事業名	概 要
地域共生社会の実現に向けた取組	少子高齢化、平均寿命の延伸等、社会構造や住民生活の変化に伴い、ニーズも変化していることから、年をとっても障がいがあっても地域で暮らしていけるよう生涯にわたる包括的なケア体制の実現を目指し、保健・医療・福祉の関係者が連携を強化するとともに、地域包括支援センターを中心に、サービスの総合的、一体的な提供が行えるように努めます。また、住民が担い手となり、移動支援や除雪支援などのインフォーマルサービスの提供を促進していきます。

(2) 認知症支援体制の強化

事業名	概 要
認知症ケアパスの活用	増加傾向にある各種相談に対応するため、医療機関や介護事業所との連携を強化し、地域包括支援センターを中心とした相談体制を充実します。 また、具体的な支援機関やケアの内容・流れ等を提示した認知症ケアパスを積極的に活用し、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援します。
認知症に関する啓発の推進	認知症の要因といわれる疾病（脳血管疾患やパーキンソン病等）やその症状、脳の部位によって異なる症状について、広報・啓発することにより偏見などの解消に努めます。 また、小・中学校や職域と連携した認知症サポーター養成講座の実施、介護教室の開催、本人や家族等による語りなど、認知症について知るきっかけづくりや、若年性認知症など、認知症に関する正しい理解の促進に努めます。
早期発見及び治療体制の推進	地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関等の関係機関との連携・協働により、認知症の疑いのある人を早期発見・診断し、適切な対応につなげる仕組みを構築します。
地域での居場所づくり	本人や家族の精神的な負担を和らげたり、介護に前向きになれるよう介護者の会や認知症サロン内に認知症カフェを併設するなど、地域での居場所づくりに取り組みます。

事業名	概 要
地域における見守り体制の推進	地域での見守り活動に加え、金融機関や配達業者等の協力による安心見守りネットワーク事業を推進します。 認知症高齢者が増えていることから、東青地域で連携した認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業を進め、地域ぐるみで認知症高齢者やその家族への支援を推進します。 認知症等により行方不明となった高齢者等の早期発見につながる「みまもりシール」の普及に努めます。 認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を見守る応援者である「認知症サポーター」を養成し、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の、良い環境で暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

(3) 在宅医療・介護連携

事業名	概 要
在宅医療・介護連携の推進	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、身近な地域で必要なサービスを一体的に利用できるよう、地域包括支援センターを中心とした情報の共有や関係する医療機関との連携強化に努めます。 本村においては、医療・介護の資源が少ないことから、近隣市町との協力・連携体制の強化を図ります。

(4) 権利擁護の推進

事業名	概 要
成年後見人制度の利用促進	認知症等により判断能力が十分でない人の保護を図りつつ、自己決定権の尊重ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。
高齢者虐待防止ネットワークの構築	すべての高齢者が住み慣れた地域での安全・安心した生活が確保できるよう、地域包括支援センターを中心に、高齢者への虐待を早期に発見し、早急に対応するために、村や関係機関等の連携によるネットワークの形成を図ります。 また、高齢者虐待防止のために地域住民への啓発を行い、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めていきます。

(5) 在宅生活・家族介護支援

事業名	概 要
家族介護教室の開催	高齢者を介護している家族介護者の負担を軽減するために、適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用方法の習得の他、介護者自身の介護予防や健康づくり等の知識の習得について、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携しながら取り組んでいきます。 また、介護離職の防止を図るため、労働局や公共職業安定所等と連携し、相談会や研修会を開催するなど、相談支援体制の強化を図ります。
認知症高齢者等見守り事業	認知症等により、帰宅困難となるおそれのある高齢者等が、行方不明となった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう、事前に情報を登録し、早期発見のツールを活用するとともに、東青地域自治体、警察署、消防、地域包括支援センターや社会福祉協議会と情報共有し、広域的な支援体制を構築することで、高齢者等の安全の確保と家族が安心して生活できる環境を整備します。
家族介護者交流会の開催	高齢者を介護している家族介護者の心身のリフレッシュを図るため、介護者同士の交流会を開催します。

2 安心して子育てをするために

子どもが健やかに成長し、地域で子育てができるよう、保育サービスなどを実施しています。「蓬田村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、サービスや施策を展開しています。

2-1	各種相談
2-2	地域における子育て支援 (1) 就学前の親子に対する支援 (2) 小学生向けの支援
2-3	母性と乳幼児の健康増進 (1) 母子の健康 (2) 食育
2-4	子どもの成長支援・教育環境 (1) 学校や家庭における教育 (2) 子どもの安全対策
2-5	子育てを応援するいろいろな手当

2-1 各種相談

■相談するところ・相談を受ける人

機関窓口等	概 要
総合相談	
役場 健康福祉課	保育園の入園に関する事など、さまざまな相談に応じています。
青森県子ども家庭支援センター	子育て、出産等、子どもと家庭に関する相談窓口として、関係機関等と連携を図りながら、相談・支援を行っています。
青森県中央児童相談所	児童（満18歳未満）に係る諸問題について、家庭・学校などからの相談に応じ、必要な調査や医学的、心理学的、教育的及び精神衛生上の判定並びに一時保護による行動観察をし、それぞれに基づいた必要な指導を行っています。
こども医療電話相談 ＃8000 青森県健康医療福祉部医療薬務課	子どもが急な病気や心配なとき、経験豊富な看護師が相談に応じています。 相談日時：平日18時～翌朝8時、土曜日13時～翌朝8時、日曜祝日朝8時～翌朝8時
保育に関する相談	
保育園	保育園に入園中の子どもの親だけでなく、未入園児の親からの相談にも応じています。
子どもの健康や妊娠・出産に関する相談	
子育て世代包括支援センター	妊産婦や乳児幼児の家庭訪問、乳幼児健診、各種教室、予防接種等の機会を通して、保健師による妊娠や出産に関する生活や子育て等に関する相談を行っています。
子育て相談 (母子健康相談)	子育てサークルに併設、妊産婦の健康相談に加え、子育て相談や子どもの身体計測とともに成長発達の相談をしています。
子どもの障がいに関する相談	
青森県発達障がい者支援センター「ステップ」	障がいのある方、関係機関からの相談に応じ、障がいとの向き合い方や関わり方などについてアドバイスをします。また相談内容に応じ、医療・保健・福祉・就労等の相談機関や施設の紹介及び各種の情報提供を行っています。
非行、不良行為、犯罪等の被害に関する相談	
ヤングテレホンコーナー 0120-58-7867 警察署	子どもたちの悩みごとや少年に関する家族の悩みごとなどの相談に、少年相談員や少年補導職員が相談に応じています。
ヤングメール	少年の悩みごとや子どもに関する相談を電子メールでも受け付けています。但し、回答は1～2日後（月～金・祝祭日、年末年始を除く）となります。

機関窓口等	概 要
身近な地域で相談できる人	
民生委員・児童委員	地域における身近な相談、地域住民の実態を把握し、支援や見守り等を推進しています。 蓬田村は、11人が活動しています。(令和6年11月現在)

2-2 地域における子育て支援

(1) 就学前の親子に対する支援

サービス・事業名	概 要
保育園における各種サービス	
保育園	保育園は、村内に1か所あります。保育園では土曜保育が実施されています。また、保護者の疾病、冠婚葬祭等の場合に子どもを預かる一時保育や保護者が安心して働くことができるように1時間の延長保育を実施しています。
子育ての仲間づくり	
子育てサークル	友達作りや交流の場として公共施設を提供し、子育てサポーターと一緒に親子で気軽に集える季節のイベントなどを開催しています。
子育て相談	子育てサークルに併設して、保健師による身体計測や子育てに関する相談を行っています(毎月第一木曜日)。

(2) 小学生向けの支援

サービス・事業名	概 要
主に小学生を対象とするサービス	
放課後児童クラブ	地域社会の中で、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所づくりを推進します。

2-3 母性と乳幼児の健康増進

(1) 母子の健康

サービス・事業名	概 要
子どもや母親の健康の確保	
母子健康手帳の交付	母親と子どもの健康を守るためにつくられたものです。妊娠の届け出をした時に交付されます。

サービス・事業名	概 要
妊産婦・新生児・ハイリスク児・乳幼児訪問指導	妊産婦及び新生児・ハイリスク児・乳幼児における異常の早期発見と、安心して妊娠・出産・育児ができるように支援するため、妊産婦訪問指導及び新生児訪問指導を行っています。
産後ケア	出産後1年までの母子の心身の安定の促進とともに、育児不安を解消し、地域で安心して子どもを産み育てられるよう、助産師が訪問・支援を行っています。
妊婦・産婦・乳児健診	疾病異常の早期発見及びすべての乳児が健やかな発育、発達を遂げ、維持することを目的とし実施しています。
乳幼児健康診査	●乳児健康診査 ・対象：3ヶ月児～12ヶ月児 ・内容：身体計測、問診、内科診察、股関節脱臼検査、離乳食指導、歯科保健指導、乳幼児救命講習、保健指導 ●1歳6か月児健康診査 ・対象：1歳6ヶ月児 ・内容：身体計測、問診、内科診察、歯科診察、栄養指導、歯科保健指導、児童発達支援相談、保健指導 ●2歳児健康診査 ・対象：2歳児 ・内容：身体計測、問診、内科診察、歯科診察、栄養指導、歯科保健指導、児童発達支援相談、保健指導 ●3歳児健康診査 ・対象：3歳児 ・内容：身体計測、問診、内科診察、歯科診療、視力検査、耳鼻科診察、聴覚検査、栄養指導、歯科保健指導、児童発達支援相談、保健指導 ●幼児歯科健康診査 ・対象：4歳児～6歳児 ・内容：歯科診察、歯科保健指導
子育て教室 (親と子の歯科相談)	幼児健康診査受診のおよそ半年後に、歯科衛生士による虫歯予防の講話と個別指導およびフッ化物塗布を行っています。

サービス・事業名	概 要
虫歯予防の取り組み	●妊娠届時 ・歯の手入れと治療時期について指導しています。 ●乳児・1歳6か月児・2歳児・3歳児健康診査時、幼児歯科健康診査時 ・歯科衛生士による歯の発育、歯の役割、歯磨きの仕方について個別指導を行っています。 ・栄養士による噛む練習の大切さについての個別指導を行っています。 ・1歳6か月児～6歳児へのフッ化物塗布を行っています。 ●子育て教室（親と子の歯科相談）【再掲】 ・幼児健康診査受診のおよそ半年後に、歯科衛生士による虫歯予防の講話と、個別指導およびフッ化物塗布を行っています。

（２）食育

サービス・事業名	概 要
食生活改善推進員	村内には、食生活の改善により村民の健康増進や体力増強に寄与することを目的とする、食生活改善推進員が7名おり、食生活改善に関する講習・調査研究を行うほか、親子料理教室などにより村民への啓もうを行っています。

2-4 子どもの成長支援・教育環境

（１）学校や家庭における教育

サービス・事業名	概 要
思春期保健対策	
思春期教室	思春期の子どもたちが科学的に正しい知識を得、自分の健康を守ることや生命の尊厳について考え、自己肯定感が高まることを目的として、性をテーマに継続的、段階的な健康教育を行っています。
薬物乱用防止教育推進事業	小中学生を対象として、薬物使用の危険性についての学習機会を設けています。
喫煙防止教育推進事業	小中学生を対象にして、喫煙及び受動喫煙による有害性についての学習機会を設けています。

サービス・事業名	概 要
次世代の親の育成	
中学生の保育の職場体験学習	中学生が村内にある保育園で保育の職場体験学習を行い、幼児のお世話などを体験しながら、命の大切や子育てについて理解を深めることをねらいに実施しています。また、将来を見据えた必要な能力形成を目的にキャリア教育事業の一環としても実施しています。
生きる力の育成	
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー	心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等を派遣してもらい、小・中学生の悩み・不安やストレス等の相談を受け、その問題解決に向けて助言等を行い、安心して学校生活がおくれるよう環境づくりを行っています。
防犯指導教室	子どもが犯罪にあわないように、警察署等の協力を得て各小中学校で、防犯指導を実施します。
応急教室	消防署等の協力を得て、人形等を用いた実習を重視する形で実施します。
家庭教育や地域における教育	
家庭教育支援総合推進事業	小学校入学予定の保護者に対して、家庭教育力向上などを目的に各種講座を継続的に実施しています。 小学校での図書の読み聞かせ活動として、親子共に本にふれあう機会の提供を行っています。

(2) 子どもの安全対策

サービス・事業名	概 要
交通安全対策	
交通安全教室	交通安全についての啓もうを図るため、交通安全教室を開催し、交通安全に対する意識の高揚を図っています。
犯罪被害の防止活動	
青少年育成蓬田村民会議によるパトロール活動	児童生徒の登下校や夏休み期間中など青少年が犯罪などに巻き込まれないようパトロールを実施しています。
防犯連絡所	地域住民による自主防犯活動を行い、犯罪のない明るい地域づくりの推進を図るための活動拠点になっています。 防犯連絡所の防犯連絡員は、区域内の住民と常に緊密な連絡をとり、防犯協会支部、地域防犯団体、自治会及び警察と協力して防犯活動にあたっています。
子ども110番の家	子どもが不安を感じて、通学路周辺の民家、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、理容店などに駆け込んで来た時、児童を保護し、警察や学校、家庭等へ連絡してもらう制度です。

2-5 子育てを応援するいろいろな手当

手当・事業名	概 要
児童手当	高校生年代までの児童を養育している方に、所得制限なく手当を支給しています。 ※子どもの人数により手当の金額が異なります。
児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計をともにしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父又は母や、親に代わってその児童を扶養している方に手当を支給しています。 ※児童の人数及び所得により手当の金額が異なります。所得制限及び審査があります。
母子父子寡婦福祉資金	就学支度金、就学資金、技能習得資金、生活資金など13種類の貸付制度があります。 ※所得制限及び審査があります。
特別児童扶養手当	20歳未満で政令で定める障がいの程度にある児童を、家庭で監護している親、親に代わってその児童を養育している方に手当を支給しています。 ※障がいの等級及び所得により手当の金額が異なります。所得制限があります。
遺児入学祝金等	遺児の健全な育成と福祉の増進を図るため、遺児の小・中学校入学時に7,000円、中学校卒業時に10,000円を養育者に支給しています。
就学援助費	経済理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費の就学援助費を支給しています。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学校や、小・中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経費の一部を援助しています。
出産・子育て応援給付金	出産応援給付金として50,000円、子育て応援給付金として50,000円を支給しています。
子育て世帯出産祝金	新たに子を出生した保護者に対して、出産祝金を支給しています。
入学祝い金 (小・中・高)	小・中・高等学校に入学する児童・生徒の保護者に対して、入学祝い金を支給しています。

3 障がいのある人が地域で安心して暮らすために

「蓬田村障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、サービスや施策を展開しています。

3-1 各種相談

3-2 障害者総合支援法によるサービス

- (1) 障がい者福祉サービス利用の手続き（流れ）
- (2) 介護給付と訓練等給付
- (3) 自立支援医療
- (4) 補装具
- (5) 相談支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 成年後見制度利用支援事業
- (8) 日常生活用具給付事業
- (9) 移動支援事業

3-3 障がい者向けサービス

- (1) 手帳制度
- (2) 経済的な支援
- (3) 交通機関などの割引・自動車等
- (4) 就労支援
- (5) 障がい者関連施設

3-1 各種相談

障害者総合支援法に改定され、障がいの種別を問わず、障がいのある人や家族からの相談に対し、役場の窓口を中心に総合的に行っています。

機関窓口等	概 要
総合相談	
相談支援機能強化事業	地域の障がいのある人の福祉に関する各問題につき、障がいのある人や、その保護者または介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報提供・助言を行っています。 (相談内容例) ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援（助言・指導等） ・社会生活力を高めるための支援 ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介

機関窓口等	概 要
障害者地域包括支援センター	○総合相談 障がい者及びその家族が抱える各種の心配ごと、悩みごと等に専門スタッフが相談に応じています。 ・初期段階での相談対応：サービスまたは制度に関する情報提供、関係機関の紹介などを行っています。 ・継続的・専門的な相談支援：当事者や当該関係機関から情報収集を行っています。
障がい者相談センター 青森県	身体障がい者の更生援護のための各種相談・指導助言を行ったり、知的障がい者に関する問題について、家庭その他からの相談に応じています。
精神保健福祉センター 青森県	●精神保健福祉相談 ・心の悩み・病気、ストレス問題、福祉制度に関する相談。 ●思春期精神保健福祉相談 ・不登校やひきこもり、やる気が出ない、拒食・過食、家庭内暴力等思春期に起こりがちな問題など。 ●ストレス相談 ・犯罪被害、自殺・交通事故等の不慮の事故、家族の死亡、リストラ等の大きな出来事に遭遇した後の長期間にわたる強いストレスの問題など。
発達障がいに関する相談	
青森県発達障がい者支援センター「ステップ」	障がいのある方、関係機関からの相談に応じ、障がいとの向き合い方や関わり方などについてアドバイスします。また相談内容に応じ、医療・保健・福祉・就労等の相談機関や施設の紹介及び各種の情報提供を行っています。
身近な地域で相談できる人	
民生委員・児童委員	地域における身近な相談役として地域住民の実態を把握し、支援や見守り等を推進しています。 村では、１１人が活動しています。(令和６年１１月末現在)

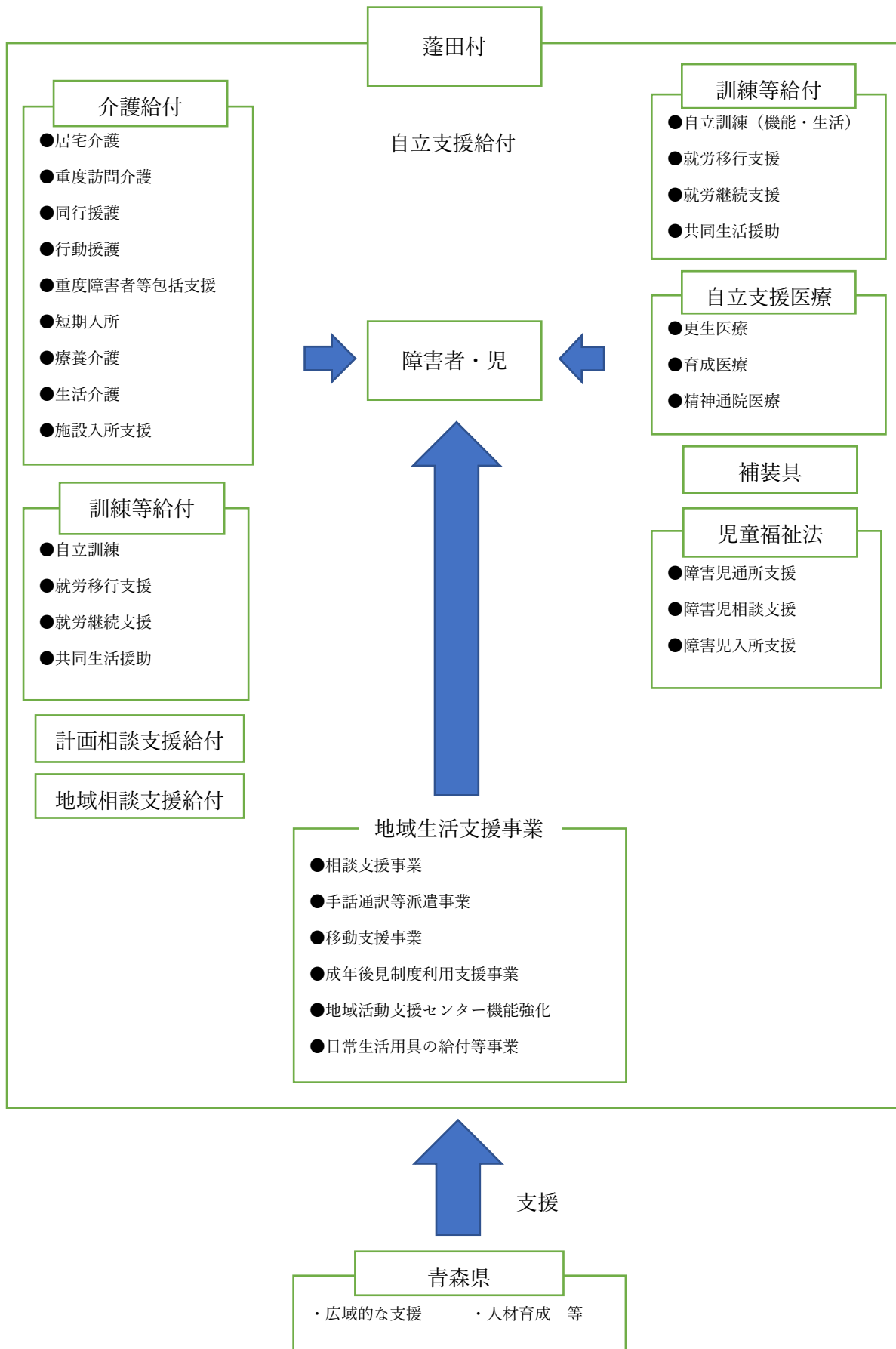
３－２ 障害者総合支援法によるサービス

障害者総合支援法での給付体系は、利用者への個別給付である「自立支援給付」と、自立支援のための「地域生活支援事業」に分かれています。

自立支援給付には、障がいの種類（身体障がい、知的障がい、精神障がい）に関わらず、障がい者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービスで、「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」があります。

また、地域生活支援事業は、市町村の実態に応じて実施するもので、蓬田村では「相談支援事業」「手話通訳等派遣支援事業」等を実施しています。

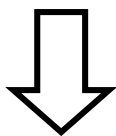
■ 総合的な自立支援システム



(1) 障がい福祉サービス利用の手続き（流れ）

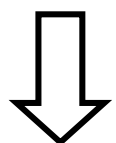
①相談・申請

サービスの利用を希望する方は、役場に相談し、申請を行います。



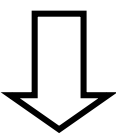
②調査

障がい者または障がい児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境等についての調査を行います。



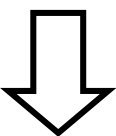
③審査・判定

調査の結果及び医師の診断結果をもとに、審査会で審査・判定が行われ、どのくらいサービス（介護や支援）が必要な状態か（障害支援区分）が決められます。
※介護給付利用を希望する場合は、主治医の意見書をもとに審査会での2次判定があります。



④決定（認定）・通知

障害支援区分や生活環境、申請者の要望などをもとにサービスの支給量などが決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。



⑤事業者と契約

サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。



⑥サービスの利用開始

受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担があります。

(2) 介護給付と訓練等給付

サービス名	概 要
自宅等に訪問を受け、サービスを利用する	
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で食事・入浴・排泄等の介護等を行います。
重度訪問介護	自宅での食事・入浴・排泄の介護や外出した時の移動中の介護を総合的に行います。
行動援護	行動する時の危険を避けるために、必要な援護や外出した時の移動中の介護を行います。
重度障がい者等包括支援	居宅介護等の複数の障がい福祉サービスを包括的にを行います。
日中活動している場や生活している場所でサービスを利用する	
生活介護	主に日中の障がい者支援施設等で食事・入浴・排泄の介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
療養介護	主に日中の病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、日常生活上の世話をを行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活・社会生活ができるように、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を一定期間行います。
日中活動している場で就労のための訓練を受ける	
就労移行支援	生活やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を一定期間行います。
就労継続支援（A型・B型）	就労の機会や生産活動などの活動の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
短期間、施設等に宿泊をしてサービスを利用する	
短期入所（ショートステイ）	短期間・夜間を含め、施設で食事・入浴・排泄等の介護が受けられます。
通ってサービスを利用する	
児童デイサービス	肢体不自由児施設等への通所、日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
共同生活する施設等を利用する	
ケアホーム（共同生活介護）	主に夜間の共同生活を行う住居として、食事・入浴・排泄の介護を行います。
グループホーム（共同生活援助）	主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主に夜間の食事・入浴・排泄の介護等を行います。
相談支援（サービス利用計画作成）	
指定相談支援（サービス利用計画作成）	障がい福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護、重度障がい者等包括支援を除く）を利用する際、適切にサービスを利用できるように相談支援専門員等が支援します。

(3) 自立支援医療

平成18年4月から、「精神通院医療」、「更生医療」、「育成医療」の3つの制度が「自立支援医療」として一つの制度になりました。自立支援医療は、障がいに係る公費負担医療制度が各種法律により別々な制度であったものを手続きや負担の仕組み等を共通化したものです。

(4) 補装具

「補装具は身体機能を補完・代替し、長期間にわたり継続して使用されるもの」と定義されており、具体的には義肢・装具・車いす等が該当します。

該当する用具：次の3要件を満たすものです。

- ・身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替するもので障がい個別に対応して設計・加工されたもの。
- ・身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの。
- ・給付に際して専門的な知見（医師の判定または意見書）を要するもの。

(5) 相談支援事業

地域の障がいのある人等の福祉に関する各問題につき、障がいのある人等、その保護者または介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行っています。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人などに、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行っています。

(7) 成年後見制度利用支援事業

サービス・事業名	概 要
成年後見制度利用支援事業	市町村申立に係る低所得の障がい者に対し、申立に必要な経費の助成や成年後見人等の報酬の助成を行います。

(8) 日常生活用具給付事業

在宅の重度身体障がい者（児）及び重度の知的障がい者に対し、日常生活の便宜を図るため、次の用具を給付または貸与しています。

項 目	概 要
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マット等の障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある子が訓練に使用するいす等であって、利用者及び介護者が容易に使用でき実用性のあるものです。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置等の障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。

項 目	概 要
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計等の、障がいのある人の在宅療養などを支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等の障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき実用性のあるものです。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害者居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものです。

（９）移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動などへの社会参加のために外出する時の移動の介護を行っています。

３－３ 障がい者向けサービス

（１）手帳制度

障がい等を要件として交付される手帳は、次のように３種類があります。

手帳は、本人または保護者等の申請に基づいて交付されます。

手帳を所持することで医療や社会的・経済的なサービス等が受けられます。

■各種手帳の概要

手帳の種類	概 要
身体障害者手帳	身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める「身体障害者」であることの証票として、目・耳・手足・内臓等に一定程度以上の永続する障がいのある人に知事から交付されます。 手帳交付の対象となる障がいは ・視覚障がい ・聴覚又は平衡機能の障がい ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい ・肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障がい） ・内部の機能の障がい（心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸機能の障がい） ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい該当します。 手帳の交付は、障がいの程度が重い方から順に１級から６級まで分けられています。（肢体不自由７級だけでは交付されません。）

手帳の種類	概 要
療育手帳 (愛護手帳)	知的発達の遅れがある人に交付されます。発達（知能）測定値社会性、基本的生活などが年齢に応じ、医学的、心理学的、社会診断的所見に基づき総合的に判断され、その程度により最重度・重度の場合は「A」、中度・軽度の場合は「B」と区分されています。
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患（統合失調症・そううつ病・非定型精神病・てんかん中毒精神病・器質精神病等）を有し、精神障がい（知的障がいを除く。）のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方へ交付されます。その程度により1級（重度）から3級（軽度）に区分されています。

（２）経済的な支援

障がい者やその家族の負担の軽減や生活の安定を図るため、年金・手当等の制度があります。

1) 年金・手当

年金・手当名	概 要
障害基礎年金	国民年金に加入している期間中または20歳前に病気になったり怪我をして障がい者になった場合、年金が支給されます。
障害厚生年金	厚生年金保険の被保険者期間中に病気になったり怪我をして障がい者になった場合、年金が支給されます。
特別障害者手当	20歳以上の重度障がい者で、常時特別な介護を要する状態にある者に手当が支給されます。※所得制限、施設入所制限があります。
特別児童扶養手当	20歳未満の在宅の心身障がい児を養育している者に手当が支給されます。※所得制限、施設入所制限があります。
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度心身障がい児で、日常生活活動が著しく制限され、介護を要する状態の者に手当が支給されます。 ※所得制限、施設入所制限があります。
心身障害者（児）扶養年金（共済）	障がい者（児）を扶養している者が死亡された後の障がい者（児）の生活の安定を図るため、扶養者が生存中に毎月掛金を拠出し、死亡等の後、残された障がい者（児）に対し終生年金を支給する制度です。

2) 医療費助成

医療機関で受診した際の医療費の自己負担分を軽減するため、各種の医療費助成制度があります。乳幼児・児童が病気になった時は、乳幼児・児童の医療費助成制度があります。また、ある特定の疾患になった時は、小児慢性疾患医療費助成制度や特定疾患医療費助成制度等があります。

項 目	概 要
育成医療	身体に障がいのある児童またはそのまま放置した場合、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、治療によって確実な治療効果が期待できるものを対象とします。
更生医療	更生のために医療が必要な身体障害者手帳所持者で、治療によって確実な治療効果が期待できるものを対象とします。
精神通院医療 (県で実施)	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症(精神分裂病)、精神作用物質による急性中毒、または、その依存症、知的障がい、精神病質、その他の精神疾患がある人で、通院による精神医療が継続的に必要な病状にあるものを対象とします。
重度心身障害者(児) 医療費助成	重度心身障がい者(児)が医療を受ける際の医療保険の自己負担分を助成します。但し、世帯の所得の状況によっては一部負担があります。

3) 税金の軽減

心身に障がいのある方及びその扶養者(保護者)に対して税金の軽減があります。

種 類	概 要
所得税の軽減 住民税の軽減	納税者が障がい者の場合、または扶養親族(配偶者を含む。)に障がい者がいる場合、所得税・住民税が軽減されます。
相続税の軽減	障がい者が、相続または遺贈により財産を取得した場合、相続税が軽減されます。
贈与税の非課税	重度の障がい者(児)に対して、生前に財産の贈与を行う場合特定贈与受託契約を行うことによって、6,000万円を限度として非課税となります。
障がい者等の少額 貯金利子所得等の 非課税	郵便貯金・少額貯金・少額公債(国債等)の各元本が350万円までの利子については、金融機関に所定の手続きをすることにより、非課税となります。

4) 公共料金の割引

日常生活に伴う公共料金の減免・助成制度があります。

種 類	概 要
放送受信料の減免	生活保護受給世帯、身体障がい者及び重度知的障がい者のいる世帯や社会福祉施設に対して、テレビ受信料が減免されます。
郵便料金の減免	盲人用郵便、心身障がい者(児)団体の定期刊行物及び聴覚障がい者用小包郵便物に対して郵便料金が減免されます。
N T T の番号案内 料の免除	電話番号案内(有料)が、身体障がい者及び戦傷病者に対して番号案内料金が免除されます。
携帯電話の割引	携帯電話会社が、障がい者への割引サービスを行っています。

(3) 交通機関などの割引・自動車等

1) J R・国内航空運賃の割引

種 類	概 要
J R の割引	身体障がい者及び知的障がい者が、単独でまたは介護者とともに J R 北海道・東日本・東海・西日本・四国・九州（旅客鉄道会社）の経営する鉄道及び航路並びに連絡運輸の取扱いをする会社線（連絡会社線）を乗車船する場合に割引き運賃が適用されます。
国内航空運賃の割引	身体障がい者及び知的障がい者が、航空機を利用する場合、国内定期路線の航空運賃が割引きになります。

2) 自動車関係

項 目	障がい者本人が運転する場合	家族が障がい者のために運転する場合
免許取得時	・自動車運転教習費の助成 ・自動車運転技能習得費の貸付（生活福祉資金）	
車両購入時	・自動車購入資金の貸付（生活福祉資金） ・自動車改造費助成消費税の減免 ・自動車取得税の減免	・自動車購入資金の貸付け（生活福祉資金） ・消費税の減免（改造車に限る。） ・自動車取得税の減免
維持している期間	・駐車禁止除外車両ステッカーの交付 ・有料道路通行料金の割引 ・自動車税の減免	・駐車禁止除外車両ステッカーの交付 ・有料道路通行料金の割引 ・自動車税の減免

種 類	概 要
自動車税及び自動車取得税の減免 ＜青森県＞	障がい者またはその生計を一つにする者が所有、取得し、その障がい者自らが運転する自動車、または生計を一つにする者がその障がい児・者の通院等のために運転する自動車については、自動車税または自動車取得税が減免されます。
障害者自動車購入資金の貸付（生活福祉資金） ＜社会福祉協議会＞	障がい者が、通勤や通院、通学、社会参加のため自動車を購入するため必要な経費の貸付けを受けることができます。
自動車改造費の助成	重度身体障がい者が就労に伴い、自動車を取得する場合、自動車の改造に必要な経費の助成を受けることができます。
駐車禁止除外車両ステッカーの交付	障がい者が使用する自動車（家族等が障がい者のために運転する場合も含む。）については、「駐車禁止除外車両ステッカー」を車に提示することで、法定駐車禁止場所を除く駐車禁止場所に駐車することができます。

種 類	概 要
有料道路通行料金の割引	有料道路が通常料金の半額になります。本人または親族等（個人名義）が所有または使用する自動車（自家用）を、事前に登録する必要があります。また、E T Cを利用する場合は、事前に登録する必要があります。
自動車運転教習費の補助	一般の交通機関の利用が困難な身体障がい者、特に車いす使用者等歩行困難な身体障がい者が自動車の運転免許を取得する時、教習所の入所料、技能・学科等の教習料の一部を3分の2まで助成しています。
自動車運転の技能習得費の貸付（生活福祉資金） ＜社会福祉協議会＞	生業を営むため、または就職するために必要な自動車の運転免許を取得する時、自動車運転教習所等の必要な経費を生活福祉資金の身体障害者技能習得費の貸付けをしています。

（４）就労支援

一般就労とは、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労です。福祉的就労とは、一般就労（企業的就労）が困難な障がい者のために配慮された環境（身体障がい者授産施設など）への就労です。

サービス・事業名	概 要
相談機関・訓練をする機関	
公共職業安定所 ＜国＞	障がい者の職業相談・職業紹介及び定着指導などを専門に行う障害者職業カウンセラーが配置されています。
公共職業訓練 ＜国＞	就職に先立ち障がい者の能力に適合した職業訓練を行い就職促進を図っています。訓練費用は無料です。また、訓練生には訓練手当等が支給される場合があります。
障害者職業センター	公共職業安定所（ハローワーク）と連携しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がいの方などの就職へ向けての相談や就職する力をつけるための訓練、職場での実習を行っています。また、障がい者の方を受け入れる事業所への支援を行っています。
障害者就業・生活支援センター ＜青森県＞	身近な地域で就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うため、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びこれに伴う生活上の支援を必要とする障がい者に対する支援を行っています。
障がい者職業訓練校 ＜青森県＞	障がい者を対象に、就職に必要となる専門的な知識・技能を習得する職業訓練を行っています。
青森県障がい者相談センター ＜青森県＞	受傷の時期や抱えている生活及び経済問題等によっては、福祉事務所で日常生活全般にわたっての援助サービスの提供・助言指導等が行われます。訓練施設の利用等総合的な相談・指導のための施設です。

サービス・事業名	概 要
社会適応訓練事業	在宅精神障がい者の方が一定の期間、協力事業所のもとに通い、作業を通して集中力や対人関係能力、環境適応能力等を養うことにより、1日も早く社会復帰することを目的とする事業です。
トライアル雇用 (障がい者試行雇用)	障がい者に関する知識や雇用経験がないことから、障がい者雇用をためらっている事業所に、障がい者を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れ、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。
職場適応訓練制度	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、中国からの引揚者及び母子家庭の母等の能力に適した作業に適応させるため、知事が民間の理解ある事業主に訓練を委託して行う制度です。訓練期間中、訓練生には基本手当等の訓練手当、また、事業主には職場適応訓練費が支給されます。訓練終了後は、引き続きその職場に雇用されることになります。
ジョブコーチ支援事業及び職業準備支援	ジョブコーチが事業所に出向いて、職場や仕事に対象者が職場に適応できるよう、また事業所の方が対象者をうまく援助できるように支援します。
リワーク支援（職場復帰支援）	青森障害者職業センターでは、休職中の被雇用者等に対し、主治医と連携し、復職準備のためのウオーミングアップを行います。事業主に対しては、復職に係る専門的な助言や援助を行い、復職が円滑に進められるよう支援しています。対象者は、うつ病などにより現在休職中の方です。手帳の有無は問いませんが、医療機関において職場復帰のための活動を開始することが可能と判断されている方です。
精神障害者社会適応訓練	回復途上にある通院中の精神障がい者（知的障がい者を除く。）が、一定期間、あらかじめ登録されている協力事業所に通い、実際に社会に出て生活を営む上での訓練を実施することにより、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力などを養い、社会的自立の促進と社会復帰の実現を図る制度です。
特定求職者雇用開発助成金	身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者を雇い入れる事業主に対して、その雇い入れに係る者に支払った賃金の一定率を雇い入れた日から一定期間支給する制度です
障害者雇用給付制度に基づく助成金	事業主が障がい者の雇用に伴い、施設・設備の設置または整備や雇用管理を行う場合については、これらの事業主に対して（予算の範囲内において）助成金を支給することによって、その経済的負担を軽減する制度です。

（５）障がい者関連施設

平成２４年度より障害者総合支援法に移行し、次の施設サービスを提供していきます。

１）心身障がい児の施設（児童福祉施設）

身体障がい児のうち、将来、独立自活を行うためには、その障がいの除去、または知識・技能を与えるために相当期間の医療・訓練・生活指導などが必要である者に対しては、障がい児入所施設等への入所措置が行われます。

施設の種類	概 要
障がい児入所施設	障がい児を入所させて、支援を行うことを目的とする施設。福祉型は保護、日常生活指導及び独立時に必要な知識技能を与え、医療型は更に治療を支援する施設。
児童発達支援センター	障がい児にとって身近な地域で支援を受ける児童福祉施設。福祉型は日常生活における基本的動作の指導、独立時に必要な知識技能をあたえ、または集団生活への適応のための訓練をする。また医療型は更に治療をする施設。
情緒障がい児短期治療施設	軽度の情緒障がいを有する児童を短期入所させ、または保護者の基から通わせてその情緒障がいを治す施設。

２）身体障がい者の施設

身体障がい者の施設は、障がいの種類と程度に応じて整備されています。

施設の種類	概 要
保護施設（生活保護法に基づく施設）	
救護施設	身体上または精神上著しい障がいがあるために独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設。
更生施設	身体上または精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設。
医療保護施設	医療を必要とする要保護者に対して医療の給付を行う施設。
授産施設	身体上若しくは精神上の理由または世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設。
宿所提供施設	住居のない要保護者の世帯に対して、住居扶助を行うことを目的にする施設。
更生施設	
肢体不自由者更生施設	肢体不自由者を入所または通所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行う施設。

施設の種類	概 要
視覚障がい者更生施設	視覚障がい者を入所または通所させて、その更生に必要な知識、技能及び訓練を行う施設。
聴覚・言語障がい者更生施設	聴覚・言語障がい者を入所または通所させて、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設。
内部障がい者更生施設	内臓機能に障がいのある者を入所または通所させ、医学的管理下の基に更生に必要な指導及び訓練を行う施設。
身体障がい者療護施設	身体障がい者であって常時の介護を必要とする者を入所させて、治療及び養護を行う施設。
身体障がい者福祉ホーム	低額な料金で、身体上の障がいのため、家庭において日常生活を営むのに支障のある者に対し、日常生活に適するような居室、その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供する施設。
身体障がい者授産施設	雇用されることの困難な身体障がい者または生活に困窮する者等を入所または通所させて、必要な訓練を行い、かつ職業を与え自活させる施設。
身体障がい者通所授産施設	雇用されることの困難な身体障がい者等を通所させて、必要な訓練を行い、かつ職業を与え自活させる施設。
身体障がい者小規模授産施設	身体障がい者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とし、常時利用する者が20人未満の施設。
身体障がい者福祉工場	重度の身体障がい者で作業能力はあるが、職場の設備、構造通勤時の交通事情等のため、一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、生活指導と健康管理のもとに健全な社会生活を営ませる施設。
利用施設	
身体障がい者福祉センター (A型、B型)	・A型：身体障がい者に関する各種の相談に応ずるとともに身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与する施設。 ・B型：在宅障がい者日帰り介護事業等を実施する施設。
在宅障がい者デイサービス施設	身体障がい者に対して、通所により、創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供する施設。
障がい者更生センター	身体障がい者またはその家族に対し、宿泊、レクリエーション、その他休養のための便宜を供与する施設。
その他	
盲人ホーム	あん摩師免許、はり師免許またはきゅう師免許を有する視覚障がい者であって、自営し、または雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行い、その自立更生を図る施設。

3) 知的障がい者援護施設

施設の種類	概 要
知的障がい者デイサービスセンター	18歳以上の知的障がい者またはその介護を行う者を通わせ手芸、工作その他の創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等の便宜を供与する施設。
知的障がい者更生施設 (入所・通所)	18歳以上の知的障がい者を入所（通所）させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行う施設。
知的障がい者授産施設 (入所・通所)	18歳以上の知的障がい者であって、雇用されることが困難な者を入所（通所）させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設。
知的障がい者小規模通所授産施設	知的障がい者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものであって、常時利用する者が20人未満の施設。
知的障がい者通勤寮	就労している知的障がい者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立自活に必要な助言及び指導を行う施設。
知的障がい者福祉ホーム	低額な料金で、現に住宅を求めている知的障がい者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。
知的障がい者福祉工場	知的障がい者であって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により一般企業に就労できないでいる者を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境のもとで社会的自立を促進する施設。

4) 精神障がい者社会復帰施設

施設の種類	概 要
精神障がい者生活訓練施設	家庭で日常生活を営むのに支障がある精神障がい者に低額な料金で居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、社会復帰の促進を図る施設。
精神障がい者福祉ホーム	現に住宅を求めている精神障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、社会復帰と自立の促進を図る施設。
精神障がい者授産施設 (入所・通所)	雇用されることが困難な精神障がい者が自活することができるよう低額な料金で必要な訓練を行い、職業を与えることにより社会復帰の促進を図る施設。
精神障がい者小規模授産施設	精神障がい者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とし、常時利用する者が20人未満の施設。

施設の種類	概 要
精神障がい者福祉工場	通常の事業所に雇用されることが困難な精神障がい者を雇用し、社会参加に必要な指導を行い、社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図る施設。
精神障がい者地域生活支援センター	地域の精神保健及び精神障がい者の福祉に関する問題につき、精神障がい者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、併せて保健所、福祉事務所、精神障がい者社会復帰施設等との連絡調整、援助を総合的に行う施設。

4 地域活動への参加、地域の社会資源を活用するために

高齢者、児童、障がい者など分野別の公的福祉サービスに加え、地域福祉を支える多くの社会資源があります。

4－1	蓬田村社会福祉協議会
4－2	地域における支え合い活動
4－3	その他の福祉制度・社会資源

4－1 蓬田村社会福祉協議会

●社会福祉協議会は法律にもとづく民間組織

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の社会福祉法）にもとづき、全国組織、都道府県、そして市町村ごとに設置されています。

●地域住民や福祉関係者との連携

社会福祉協議会は、住民や、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関と連携し、福祉のまちづくり活動を行っています。

●福祉サービスの提供

高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護）や障がい福祉サービスなどさまざまな福祉サービスを行っています。

●ボランティアの育成・活動支援

社会福祉協議会のボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動の調整を行い、地域福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

■社会福祉協議会事業（令和6年度）

サービス・事業名	概 要
地域活動推進	
相談支援	●相談事業 ・さまざまな困りごとの相談に応じ、関係機関と連携しながら相談者が必要とする支援につなげます。 ●低所得者福祉対策 ・たすけあい資金貸付事業 ・生活福祉資金貸付事業 ・フードバンク支援
地域福祉活動	●ボランティアセンターの運営 ・ボランティア活動の各種手続き、ボランティア養成研修の実施、会員の交流会を開催しています。 ●75歳以上のひとり暮らし高齢者への在宅支援 ・民生委員児童委員と協働し、毎月2回安否確認の訪問をしてヤクルト飲料を配布しています。 ・よもぎ温泉で昼食会を行い、外出支援や社会参加を促進します。 ・ひとり暮らし・高齢者夫婦世帯を対象に、救急医療情報カードを設置し、緊急時に医療関係者に必要な情報を提供される体制を構築しています。 ●介護用品・育児用品の無償配布 ・介護度4以上の認定を受けた世帯や1歳までの乳幼児のいる世帯に介護用品や育児用品を配布しています。 ●福祉安心電話サービス事業 ・高齢者が自宅で安心して生活ができるよう、緊急事態に備えて安心電話を設置しています。
地域づくり	●通いの場「ねまるカフェ」の運営 ・脳トレや食事、体操、相談等ができる通いの場を開設し、外出支援や社会参加を促進しています。 ●蓬田村社会福祉大会の開催 ●災害発生時における迅速な初動対応 ・関係機関と要支援者情報を共有し、災害発生時の初動対応を強化します。
福祉啓もう	●「社協だより」の発行
福祉関係団体の事務局受託	●蓬田村民生委員児童委員協議会 ●蓬田村共同募金委員会 ●蓬田村老人クラブ連合会 ●蓬田村身体障害者福祉会 ●蓬田村母子・寡婦福祉会

4-2 地域における支え合い活動

(1) 福祉ボランティア

村内では、ボランティア活動の輪が少しずつ広がっています。ボランティア活動の支援は、社会福祉協議会や行政が中心となって行っています。

■ 福祉ボランティア団体

団体名	主な活動内容
蓬田村ボランティアセンター	移動支援や援農ボランティア活動、除雪支援などの生活支援ボランティア活動を行っています。
蓬田村赤十字奉仕団	地区集会所・墓地の清掃活動や花壇の除草のほか、年1回海岸清掃を行っています。

4-3 その他の福祉制度・社会資源

(1) 総合相談

相談窓口等	概 要
DV（配偶者からの暴力）・ストーカー対策	
女性相談所	病気や経済的な困窮、子どもの養育、家庭内の不和や男女関係等、女性のさまざまな相談に応じ必要な保護、指導や啓発活動等を行っているほか、「配偶者暴力相談支援センター」として、配偶者からの暴力に関する相談・一時保護・支援等を行っています。 ※DVホットライン ・配偶者からの暴力に関する通報や緊急相談のためのフリーダイヤルホットラインを開設しています。
警察安全相談	配偶者からの身体的暴力、ストーカー、振り込め詐欺等による犯罪被害に関する相談、近隣等とのもめごとなど生活の安全等に関する相談について、警察本部及び各警察署の相談窓口で応じています。
病気・難病	
難病相談・支援センター ＜青森県＞	難病特別対策推進事業の難病相談・支援センター事業により、難病患者の療養上、生活上の悩みや不安の解消を図るとともに、電話や面接等による相談、患者会などとの交流促進、社会資源活用の支援、情報提供を行っています。
医師会医療相談	医療に関する「苦情・相談窓口」として、医療相談員が直接相談に応じています。

相談窓口等	概 要
生活全般	
消費生活センター	消費者から寄せられる商品の品質や安全性、商品・サービスの契約上のトラブルなど消費生活に関する問題について、解決に必要な相談・助言を行っています。
年金事務所	個人の年金に関する各種手続き、相談等を受け付けています。また、事務所からの健康保険、厚生年金保険の届出受付や保険料徴収業務を行っています。青森県内では、青森、弘前、むつ、八戸の4ヵ所にあります。
法律相談	
法テラス	「弁護士を知らない」「裁判費用がない」などの理由で専門家による法律相談や裁判（訴訟等を起こす場合だけでなく、訴訟等を起こされた場合も含む。）を受けることのできない人のために、法律扶助業務として、無料法律相談や裁判費用の立て替えを行っています。

（２）生活を支える福祉制度

サービス・事業名	概 要
金銭管理や契約等手助けが必要な人に対する支援	
日常生活自立支援事業 地域福祉権利擁護事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり身のまわりの世話のために、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議が必要であっても、自分でするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約でもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。（法務省：民事局ホームページ）
経済的に困窮した人に対する支援	
生活保護制度	病気や離婚、高齢などの理由で収入が減少して生活が困難となり、親族からの援助や年金・手当の活用や資産の処分を行っても生活維持が困難な場合に、国の定める最低生活の保障と世帯の自立を支援する制度です。
生活福祉資金 ＜村社会福祉協議会＞	低所得者、障がい者及び高齢者世帯を対象に、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲を助長し、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を継続して営めるように支援する制度です。その他、助け合い資金の貸付制度があります。

■福祉の現場で支援を行う人

名 称	概要・主な活動
各種専門職	
介護支援専門員	介護保険サービスを受ける要介護者や家族などから相談に応じたり、認定に必要な訪問調査や介護計画の作成、状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、介護サービス提供者・施設・市町村・医療機関などとサービスを受ける人及びその家族との連絡調整に当たるコーディネーター的存在です。ケアマネジャーまたはケアマネと呼ばれています。
訪問介護員 (ホームヘルパー)	日常生活を営むのに支障がある高齢者や障がい者の自宅に訪問して、入浴、排泄、食事などの生活介護や炊事掃除、洗濯などの家事援助を行い、自立した日常生活がおくれるようにサポートをしています。都道府県知事が指定する訪問介護員養成研修の課程を修了した者です。
介護福祉士	身体的、あるいは精神的に障がいを持つ人に対して、食事、排泄、入浴など日常生活行動の介護を行い、本人やその家族に介護に関する相談や指導を行う介護のエキスパートです。ケアワーカーとも呼ばれます。社会福祉士及び介護福祉士法の規定にもとづいた国家資格です。
社会福祉士	日常生活に支障がある方などの相談に応じ、多様化している社会福祉サービスを個別のニーズに合わせて利用できるよう、的確な指導、援助を行う専門家です。社会福祉士及び介護福祉士法の規定にもとづいた国家資格です。
精神保健福祉士	うつ病などの心の病や精神障がい者等に対し、精神保健分野の医療と福祉をつなぐ相談援助の専門家です。精神保健福祉法の規定にもとづいた国家資格です。
保育士	児童福祉施設（保育所など）で、子どもたちの健やかな発育を助ける専門職です。子どもの親や地域と連携しながら子どもの心身の成長、発達をサポートします。
保健師	保健所や市町村において、妊婦・育児相談や自宅療養をしている高齢者などが健康に生活できるように、病気予防の立場から、地域に密着したサポートを担当する専門家です。
看護師准看護師	看護師の仕事は、病気やけがで苦しんだり、身体や心に障がいを持つ人たちの病状や健康状態の推移を予測し、身体的精神的な苦痛を少しでも和らげ、専門的判断力や技術を用いて援助することです。法・制度的な看護師と准看護師の違いは、准看護師は国家免許ではなく、知事免許です。
医療ソーシャルワーカー	病気に伴って起こってくる生活上のさまざまな問題について相談に応じ、問題の解決のお手伝いをする専門職です。医療相談室等を配置している病院等で活動しています。

名 称	概要・主な活動
栄養士・管理栄養士	栄養士は、都道府県知事の免許を受け、施設の給食管理や施設利用者の栄養指導、地域住民の健康づくりに向けた食生活改善指導を行っています。管理栄養士は、厚生労働省の免許を受け、病院等で病気の改善に向け、個人の身体状況や栄養状況等に応じた高度な栄養指導や、特定多数人の施設で利用者の身体状況や栄養状況等に応じた特別の配慮が必要な給食管理を行っています。また、これら施設に対する栄養改善上必要な指導を、保健所の管理栄養士が行っています。
理学療法士	病気やけがのために、日常生活に支障をきたした方々に対して、基本的身体運動機能を回復させる、身体的なりハビリテーションに携わる専門職です。
作業療法士	医師の指示のもとに、身体または精神に障がいがある人に対して、手芸・工作などの各種作業活動を治療手段として用い、社会に適応できる能力の改善、回復を図る専門職です。
臨床心理士	臨床心理学を基に、相談者が抱える様々な精神疾患や心身症、精神心理的問題・不適応行動などの援助・改善・予防・研究、あるいは人々の精神的健康の回復・保持・増進・教育する心理職専門家である。
言語聴覚士	病気の後遺症や先天的な障害のため、音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある人々に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行っています。
手話通訳士	聴覚障がい者と健聴者との意思疎通を手話を用いて橋渡ししています。
義肢装具士	医師の指示のもとに、義肢装具の装着部位の採型、制作、身体への適合（義肢装具の制作適合等）を行っています。
法律にもとづく地域のボランティア	
民生委員・児童委員	民生委員法にもとづき、担当する地区住民の生活状態の把握、要支援者に対する相談・援助、福祉事務所等関係行政機関への協力等幅広い活動を行っているほか、児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童をとりまく社会環境の把握、青少年の健全育成などの児童福祉の推進についても重要な役割を果たしています。

5 災害時に要支援者を支えるための仕組みづくり

近年、異常気象や地震等の自然災害により、高齢者が被害にあうことが多くなっています。災害が発生した場合、二次災害を最小限にとどめることが重要です。そのため、高齢者のみの世帯や障がい者がいる世帯、子どもがいる世帯などを中心に援護を希望する人の把握・登録を行い、日常的な見守り活動をはじめ、地域でできる救助体制を構築していきます。

① 避難行動要支援者名簿作成

避難行動要支援者の情報に関しては、介護保険サービス、障害者自立支援法に基づくサービス、母子健康手帳発行時など各種サービスの申し込み時などの機会に把握するほか、村内回覧板での周知や社会福祉協議会や民生委員などと連携を図りながら把握をしていきます。

② 個別避難計画作成

名簿に記載された避難行動要支援者ごとに計画を作成し、避難支援を行います。

③ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報共有

要支援者の情報については、自治会長、外ヶ浜警察署、蓬田村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織、青森地域広域消防本部等へ村役場で作成した要支援者名簿及び計画を必要に応じて共有します。

④ 要支援者に対する支援策

要支援者に対する支援策として、「緊急通報システム福祉安心電話設置事業」や民生委員活動を通じて、要支援者に対する支援体制を構築していきます。

また、災害時の要支援者の救助体制も併せて構築していきます

⑤ 蓬田村防災ハザードマップの作成

令和5年3月に村民へ災害時の避難場所や、地震や津波等の防災対策、持出品や備蓄品の準備を網羅したハザードマップを作成し毎戸配布しています。

6 包括化相談支援センターの設置

近年では、介護・障がい・子育て等複合的な問題を抱えている家庭が増えているため、その問題を解決に導く体制として、蓬田村は近隣町村（今別町、外ヶ浜町、平内町）と共同で青森県社会福祉協議会へ委託し、包括化相談支援センターを東地域自立相談窓口と一体的に設置し、総合相談窓口として運営しています。

当センターは、単独の相談支援機関では対応が難しい複合的な課題を抱えた「世帯」の様々な支援をコーディネートしています。

生活困窮者自立相談支援事業と一体的に実施され、必要に応じて相談支援員兼就労支援員からの伴走型支援などが実施され、複合課題の解決に向けて取り組みます。

【支援の対象者】

蓬田村に居住しており、生活するうえで自分や世帯全体で「困りごと」や「心配ごと」を抱えている方

【包括化相談支援センターの支援の流れ】

ステップ1

相談者本人または相談支援機関等から「困りごと」や「心配ごと」を聞き取り



ステップ2

聞き取った内容を評価・分析（アセスメント）し、複合課題の整理。



ステップ3

複合課題の解決に必要な各相談支援機関の支援に係るコーディネートプランを策定



ステップ4

策定したコーディネートプランについて個別支援会議を開催し各関係機関と調整



ステップ5

多機関で連携して対象者に伴走しながら支援を実施

【蓬田村における相談機関】

- 蓬田村心配ごと相談所（蓬田村社会福祉協議会）
- 蓬田村役場
- 東地域包括化支援センター（青森県社会福祉協議会）

V 成年後見制度利用促進計画

1 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがいないことで生活に困難を抱える人の問題が顕著化しています。また、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関連する対応も求められています。こうした状況でも、住み慣れた地域において、すべての住民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように地域共生社会の実現を目指す必要があります。

このため、国では「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」という。）が令和4年3月に閣議決定されました。地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を進めています。

成年後見制度に関わる法令

■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第12条第1項（抜粋）

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条（抜粋）

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

■成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

※政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画であり、市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画のガイドラインである。

2 成年後見制度利用促進基本計画

この第二期計画は、次のスケジュールで進行されます。また、県にて策定される計画や県社会福祉協議会の動向等とも歩調を合わせ、整合性のある各種施策の整備・推進を行って参ります。

		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
I	任意後見制度の利用促進 ・ 周知・ 広報 ・ 適切な運用の確保に関する取組	パンフレット、ポスターなど による制度周知			周知の継続	
II	市町村長申立ての適切な実施と成年 後見制度利用支援事業の推進	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の 改善				
III	市町村計画の策定 ・ 第二期計画に基づく必要な見直し	計画の策定・ 必要な見直し			策定状況等の フォローアップ	
IV	地域連携ネットワークづくり ・ 制度や相談窓口の周知 ・ 中核機関の整備とコーディネート機能 の強化 ・ 後見人等候補者の適切な推薦の実 施 ・ 権利擁護支援チームの自立支援の 実施 ・ 包括的・ 多層的な支援体制の構築	制度や相談窓口の周知			周知の継続	
		中核機関の整備			中核機関の運営	
		中核機関のコーディネート機能の強化				
		後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
		権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
		取組を連携して行う際の留意 点の明示、好事例の収集等			権利擁護支援 の取組状況等 も踏まえた重 層事業の効果 的な取組方針 の検討	

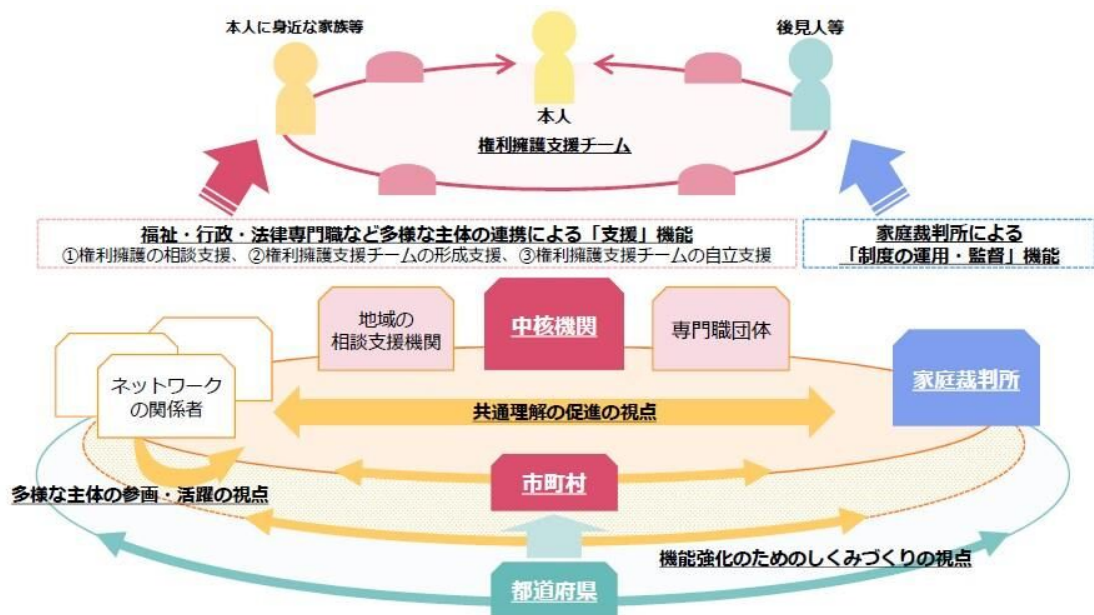
3 本計画の期間について

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を基本とします。しかし、社会情勢、法制度、村内の状況等の変化により、必要に応じて、計画の見直しや前倒しでの次期計画の策定を行うこともあります。

4 推進施策

本計画は、成年後見制度の利用促進のために、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を念頭に事業を実施します。

事業名	事業内容
成年後見制度の周知・啓発活動	ポスターやパンフレット、ホームページにて、成年後見制度の周知を行います。
成年後見制度利用支援事業	市町村申し立てに関わる低所得の高齢者や障がい者に関する成年後見制度の申し立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行います。
日常生活自立支援事業の利用勧奨	必要に応じて、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」の利用勧奨を行います。
中核機関の整備・運営	広域で中核機関の設置を行い、運営体制を整え、成年後見制度のサービスの向上を図ります。
地域連携ネットワーク等との連携体制の確保	対象となる広域的な地域連携ネットワーク等に対し、スムーズに連携の取れる体制を確保します。



※厚生労働省「第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について」掲載の図より

5 東津軽圏域権利擁護支援事業

東津軽圏域4町村（平内町、外ヶ浜町、蓬田村、今別町）では、成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制を構築するため、令和7年度より「東津軽圏域権利擁護支援センター」を中核機関として設置し、協働で運営しています。

当センターは、地域連携のネットワークを構築し、次の業務を行います。

①広報機能

- ・講演会、研修会の講師

②権利擁護の相談支援機能

- a) 本人等からの相談対応と制度の説明
 - ・二次相談窓口の設置
 - ・一次相談窓口への助言、サポート
- b) 権利擁護ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ
 - ・検討・専門的判断会議（支援方針に関すること）の実施
 - ・一次相談窓口が開催するケース会議への参加

③権利擁護支援チームの形成支援機能

- a) 権利擁護支援の方針の検討
 - ・日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
- b) 適切な申立ての調整
 - ・本人・親族申立ての支援
 - ・家庭裁判所との連絡調整
 - ・困難事例の受任
 - ・福祉事業所への相談、支援
- c) 権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援
 - ・検討・専門的判断会議（受任者調整に関すること）の実施
 - ・市民後見人養成研修の実施に関する準備
 - ・市民後見人の管理
 - ・法人後見の監督・支援

④権利擁護支援チームの自立支援機能

- ・専門職後見人含む後見人等への相談、サポート
- ・困難事例のサポート

⑤協議会

- ・協議会設置と運営

VI 計画の推進

1 住民参加による計画の推進

地域福祉計画及び成年後見制度利用促進計画の推進については、住民の理解と協力及び参加が必要です。地域住民や関係機関と協働して進めていきます。

(1) 地域福祉計画、成年後見制度の普及・啓発

地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画に関わる情報については、広報紙や村ホームページ等により、住民にわかりやすい形でお知らせし、情報の共有化を進めることにより、住民の参加と協力が得られるよう体制づくりを進めていきます。

(2) 関係機関との連携

蓬田村社会福祉協議会やサービスを提供する事業者などの関係機関、民生委員・児童委員との連携を図り、計画を進めていきます。

2 庁内計画推進体制の整備

地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画は、地域の福祉にとどまらず、保健、産業、教育など庁内の連携を図り、計画を進めていきます。